

私が言っているのは、実はどこの官庁でも臨時補充員が多過ぎる。物費費が歩いたり、まあ食糧費が歩いているという例はないようですが、ありますけれども、こういう傾向があるのです。そして六ヶ月、六ヶ月の採用であることもわかつておりますが、六ヶ月、六ヶ月が、足しますと一年になります。四回足しますと二年になります。こういった形での職員の採用が、郵政省にはないかもしれませんけれども、他の官庁にはあります。郵政省にもないわけじゃないような感じもいたしますので、六ヶ月で採用しておりますと、産休の場合採用しておりますとか、そういう建前じゃなくて、私の言っているのは、本音として、臨時という今まで通年的に長く採用して働く者が存在することは公務あるいは行政に対する無責任性を示すような感じさえするものですから、こういう点がもしまだ大きい。ひとつ大臣、改革全般にかかる問題ですし、行政全般にかかる問題でもございまして、必要な定員増でも構わぬし、こういう形で臨時補充員の通年制をなくするような方式をとつていただきたい。

○奥田国務大臣 先生御指摘のように、今回の行政改革の趣旨に沿つた改革も言つてみればそ

うふつた元体制の効率化を目指しておるわけで、で

きることなら臨時的な補充員を極力減らしていく、そういうことがない、定員内での業務の効率化、一体化を図りたいというのが趣旨でございました。ただ、これは全く臨時的に現状においてはやらなきゃいかぬよう状態になつておりますけれども、今回の合理化推進によつて何とかそうした形も少しでもなくしていく方向の中で努力していきたいというのが趣旨でございます。

○小川(仁)委員 では、臨時職員についてはひ

つ今後とも今言つたようなお考えで御指導を願いたいと思います。

私が言つているのは、実はどこの官庁でも臨時補充員が多過ぎる。物費費が歩いたり、まあ食糧費が歩いているという例はないようですが、ありますけれども、こういう傾向があるのです。そして六ヶ月、六ヶ月の採用であることもわかつておりますが、六ヶ月、六ヶ月が、足しますと一年になります。四回足しますと二年になります。こういった形での職員の採用が、郵政省にはないかもしれませんけれども、他の官庁にはあります。郵政省にもないわけじゃないような感じもいたしますので、六ヶ月で採用しておりますと、産休の場合採用しておりますとか、そういう建前じゃなくて、私の言つているのは、本音として、臨時という今まで通年的に長く採用して働く者が存在することは公務あるいは行政に対する無責任性を示すような感じさえするものですから、こういう点がもしまだ大きい。ひとつ大臣、改革全般にかかる問題ですし、行政全般にかかる問題でもございまして、必要な定員増でも構わぬし、こういう形で臨時補充員の通年制をなくするような方式をとつていただきたい。

○奥田国務大臣 先生御指摘のように、今回の行政改革の趣旨に沿つた改革も言つてみればそ

うふつた元体制の効率化を目指しておるわけで、で

きることなら臨時的な補充員を極力減らしていく、そういうことがない、定員内での業務の効率化、一体化を図りたいというのが趣旨でございました。ただ、これは全く臨時的に現状においてはやらなきゃいかぬよう状態になつておりますけれども、今回の合理化推進によつて何とかそうした形も少しでもなくしていく方向の中で努力していきたいというのが趣旨でございます。

○小川(仁)委員 では、臨時職員についてはひ

つ今後とも今言つたようなお考えで御指導を願いたいと思います。

○加藤説明員 たゞいま御指摘がありましたよ

うに、社団法人米沢市シルバー人材センターが市役所から郵便物を市内の家庭に配るということを請け負つた事件でございまして、調べましたところ、事実といったしまして郵便法違反だということははつきりいたしましたけれども、事後の取り扱いをいたしましたは、関係者にこれは郵便法違反だからやめるようにという注意をいたしましたが、米沢市の方でもそれを受け入れて、今後はこういうことをしないということになるよう近々取り運びたいと思っております。

○小川(仁)委員 私設郵便、これは配達関係でありますけれども、例えばこのごろダイレクトメールみたいなものが、切手まがいの印刷をしたもの

を含めて、かなり民間の方が配達をして歩いてい

るという状況があるわけでございますが、特に郵便手まがいの印刷をしたのを配られたりします

と、あれつと思つたりすることもあるわけでござ

ります。こういう関係のことに対する対応はどういう措置をおとりになつておられますか。

○永岡政府委員 たゞいま先生御指摘の、切手に似たスタンプを張つてダイレクトメールなどを民

間業者が送達している事例が、非常に例は少ない

けれども、これが実は郵便法違反であるかどうかというよう

なことについて詳しい認識を持っておりませんの

で、まずそういうことについて認識を持つてもらう。しかし、業としてやる業者がおつた場合には

支局が問題を提起しております。御承知と思いま

すけれども、山形県の米沢にある米沢市シルバー

人材センター、これはお年寄りの方が働いている

ところでございますが、この方々が市の委託を受けて交通災害共済加入申込書などを市民に配

り、報酬を受けていたことが明らかになりました。

これが郵便法違反だというので記事になつておりますが、この関係、ちょっと御説明を願いたいと

思います。

○加藤説明員 たゞいま御指摘がありましたよ

うに、社団法人米沢市シルバー人材センターが市役

所から郵便物を市内の家庭に配るということを請

け負つた事件でございまして、調べましたところ、事実といったしまして郵便法違反だということ

ははつきりいたしましたけれども、事後の取り扱いをいたしましたは、関係者にこれは郵便法違反だからやめるようにという注意をいたしましたが、米沢市の方でもそれを受け入れて、今後はこういうことをしないということになるよう近々取り

運びたいと思っております。

○小川(仁)委員 団地等で主婦の方が委託を受け

時間、距離を歩いて、時に一通ぐらいの郵便しか

配達しない。都市部の方は、一人で次々置いて歩

ける、あるいは団地では箱に全部入れるというふ

うな効率。効率と非効率があるのがこの郵便の配

達だと思います。最も効率いい部分を、例え

ば山形の米沢のセンターにしてもあるいは先ほど

指摘した東京のダイレクトメールの民間配達にし

ておやりになつていますと、実は郵便事業その

ものが成立しなくなつてくる。田舎の方は、国鉄

と同じに地方郵便の方は高いなんという話など

やられては大変迷惑なんです。少なくとも政府が

やってる事業として存在をし、全国的に同一の

料金で信書を送達するという仕事をして、るわ

けでござりますから、そういう立場にお立ちにな

るのでしたらかなりきつちりした態度をおとりに

ならないれば、一つやつて大丈夫、二つやつて大

丈夫といふふうな格好になつて味をしめますと大

変なことになる。そういうのを取り締まることに

対して、何か自信がないのですか。それとも、本

気になつて法律的にもおやりになつて、皆さんの

方がそれを取りやめさせることができるという自

信を持っておられるのですか。その辺をお伺いし

ます。

○加藤説明員 この件につきましては、例えば五

十八年では三十八件、それから五十七年では二十

九件というような警告を発しております。依頼す

る方も実は郵便法違反であるかどうかというよう

なことについて詳しい認識を持っておりませんの

で、まずそういうことについて認識を持つてもらう。しかし、業としてやる業者がおつた場合には

支局が問題を提起しております。御承知と思いま

すけれども、山形県の米沢にある米沢市シルバー

人材センター、これはお年寄りの方が働いている

ところでございますが、この方々が市の委託を受けて交通災害共済加入申込書などを市民に配

り、報酬を受けていたことが明らかになりました。

これが郵便法違反だというので記事になつておりますが、この関係、ちょっと御説明を願いたいと

思います。

○加藤説明員 たゞいま御指摘がありましたよ

うに、社団法人米沢市シルバー人材センターが市役

所から郵便物を市内の家庭に配るということを請

け負つた事件でございまして、調べましたところ、事実といったしまして郵便法違反だということ

ははつきりいたしましたけれども、事後の取り扱いをいたしましたは、関係者にこれは郵便法違反だからやめるようにという注意をいたしましたが、米沢市の方でもそれを受け入れて、今後はこういうことをしないということになるよう近々取り

運びたいと思っております。

○小川(仁)委員 団地等で主婦の方が委託を受け

時間、距離を歩いて、時に一通ぐらいの郵便しか

配達しない。都市部の方は、一人で次々置いて歩

ける、あるいは団地では箱に全部入れるというふ

うな効率。効率と非効率があるのがこの郵便の配

達だと思います。最も効率いい部分を、例え

ば山形の米沢のセンターにしてもあるいは先ほど

指摘した東京のダイレクトメールの民間配達にし

ておやりになつていますと、実は郵便事業その

ものが成立しなくなつてくる。田舎の方は、国鉄

と同じに地方郵便の方は高いなんという話など

やられては大変迷惑なんです。少なくとも政府が

やってる事業として存在をし、全国的に同一の

料金で信書を送達するという仕事をして、るわ

けでござりますから、そういう立場にお立ちにな

るのでしたらかなりきつちりした態度をおとりに

ならないれば、一つやつて大丈夫、二つやつて大

丈夫といふふうな格好になつて味をしめますと大

変なことになる。そういうのを取り締まることに

対して、何か自信がないのですか。それとも、本

気になつて法律的にもおやりになつて、皆さんの

方がそれを取りやめさせができるという自

信を持っておられるのですか。その辺をお伺いし

ます。

○加藤説明員 この件につきましては、例えば五

十八年では三十八件、それから五十七年では二十

九件というような警告を発しております。依頼す

る方も実は郵便法違反であるかどうかというよう

なことについて詳しい認識を持っておりませんの

で、まずそういうことについて認識を持つてもらう。しかし、業としてやる業者がおつた場合には

支局が問題を提起しております。御承知と思いま

すけれども、山形県の米沢にある米沢市シルバー

人材センター、これはお年寄りの方が働いている

ところでございますが、この方々が市の委託を受けて交通災害共済加入申込書などを市民に配

り、報酬を受けていたことが明らかになりました。

これが郵便法違反だというので記事になつておりますが、この関係、ちょっと御説明を願いたいと

思います。

○加藤説明員 たゞいま御指摘がありましたよ

うに、社団法人米沢市シルバー人材センターが市役

所から郵便物を市内の家庭に配るということを請

け負つた事件でございまして、調べましたところ、事実といったしまして郵便法違反だということ

ははつきりいたしましたけれども、事後の取り扱いをいたしましたは、関係者にこれは郵便法違反だからやめるようにという注意をいたしましたが、米沢市の方でもそれを受け入れて、今後はこういうことをしないということになるよう近々取り

運びたいと思っております。

○小川(仁)委員 団地等で主婦の方が委託を受け

時間、距離を歩いて、時に一通ぐらいの郵便しか

配達しない。都市部の方は、一人で次々置いて歩

ける、あるいは団地では箱に全部入れるというふ

うな効率。効率と非効率があるのがこの郵便の配

達だと思います。最も効率いい部分を、例え

ば山形の米沢のセンターにしてもあるいは先ほど

指摘した東京のダイレクトメールの民間配達にし

ておやりになつていますと、実は郵便事業その

ものが成立しなくなつてくる。田舎の方は、国鉄

と同じに地方郵便の方は高いなんという話など

やられては大変迷惑なんです。少なくとも政府が

やってる事業として存在をし、全国的に同一の

料金で信書を送達するという仕事をして、るわ

けでござりますから、そういう立場にお立ちにな

るのでしたらかなりきつちりした態度をおとりに

ならないれば、一つやつて大丈夫、二つやつて大

丈夫といふふうな格好になつて味をしめますと大

変なことになる。そういうのを取り締まることに

対して、何か自信がないのですか。それとも、本

気になつて法律的にもおやりになつて、皆さんの

方がそれを取りやめさせができるという自

信を持っておられるのですか。その辺をお伺いし

ます。

○加藤説明員 この件につきましては、例えば五

十八年では三十八件、それから五十七年では二十

九件というような警告を発しております。依頼す

る方も実は郵便法違反であるかどうかというよう

なことについて詳しい認識を持っておりませんの

で、まずそういうことについて認識を持つてもらう。しかし、業としてやる業者がおつた場合には

支局が問題を提起しております。御承知と思いま

すけれども、山形県の米沢にある米沢市シルバー

人材センター、これはお年寄りの方が働いている

ところでございますが、この方々が市の委託を受けて交通災害共済加入申込書などを市民に配

り、報酬を受けていたことが明らかになりました。

これが郵便法違反だというので記事になつておりますが、この関係、ちょっと御説明を願いたいと

思います。

○加藤説明員 たゞいま御指摘がありましたよ

うに、社団法人米沢市シルバー人材センターが市役

所から郵便物を市内の家庭に配るということを請

け負つた事件でございまして、調べましたところ、事実といったしまして郵便法違反だということ

ははつきりいたしましたけれども、事後の取り扱いをいたしましたは、関係者にこれは郵便法違反だからやめるようにという注意をいたしましたが、米沢市の方でもそれを受け入れて、今後はこういうことをしないということになるよう近々取り

運びたいと思っております。

○小川(仁)委員 団地等で主婦の方が委託を受け

時間、距離を歩いて、時に一通ぐらいの郵便しか

配達しない。都市部の方は、一人で次々置いて歩

ける、あるいは団地では箱に全部入れるというふ

うな効率。効率と非効率があるのがこの郵便の配

達だと思います。最も効率いい部分を、例え

ば山形の米沢のセンターにしてもあるいは先ほど

指摘した東京のダイレクトメールの民間配達にし

ておやりになつていますと、実は郵便事業その

ものが成立しなくなつてくる。田舎の方は、国鉄

と同じに地方郵便の方は高いなんという話など

やられては大変迷惑なんです。少なくとも政府が

やってる事業として存在をし、全国的に同一の

料金で信書を送達するという仕事をして、るわ

けでござりますから、そういう立場にお立ちにな

るのでしたらかなりきつちりした態度をおとりに

ならないれば、一つやつて大丈夫、二つやつて大

丈夫といふふうな格好になつて味をしめますと大

変なことになる。そういうのを取り締まることに

対して、何か自信がないのですか。それとも、本

気になつて法律的にもおやりになつて、皆さんの

方がそれを取りやめさせができるという自

信を持っておられるのですか。その辺をお伺いし

ます。

○加藤説明員 この件につきましては、例えば五

十八年では三十八件、それから五十七年では二十

九件というような警告を発しております。依頼す

る方も実は郵便法違反であるかどうかというよう

なことについて詳しい認識を持っておりませんの

で、まずそういうことについて認識を持つてもらう。しかし、業としてやる業者がおつた場合には

支局が問題を提起しております。御承知と思いま

すけれども、山形県の米沢にある米沢市シルバー

人材センター、これはお年寄りの方が働いている

ところでございますが、この方々が市の委託を受けて交通災害共済加入申込書などを市民に配

り、報酬を受けていたことが明らかになりました。

これが郵便法違反だというので記事になつておりますが、この関係、ちょっと御説明を願いたいと

思います。

○小川(仁)委員 団地等で主婦の方が委託を受け

時間、距離を歩いて、時に一通ぐらいの郵便しか

</div

ですが、こういうやり方はやむを得ずやつておるのですか。定員不足でやつておるのですか。それとも、そやうる方が郵政省として幾らかでも利益が上がるという格好でやつておるのですか。団地の委託配達というのはどういう理由でやつておられるのですか。

○永岡政府委員 団地の配達の主婦の方々には、郵政省から貸与する服装、洋服、上着等を着いてただいておりまして、一応一般の私人とは違う郵政省の職員であるということが外観上からもわかるようには配意をしておるところでございます。

なお、いわゆる団地ママさん配達と一般に呼んでおりますが、戦後の高度成長時代に非常に大きな団地ができまして、郵便の配達に大変難渋した時代がございます。そういう時期にそういうものが生まれたといふ経緯はございますが、臨調等でも、郵便事業の業務をできるだけ民間委託等を進めて効率的な運営をするようになっておりますが、そいつた今日的な政策方針にもかなうものではないかとうふうに考えておるところでございます。

○小川(仁)委員 話をえますが、信書というものが持つ概念、どこまでが信書で、どこまでが信書でないというふうな一つの区分みたいなものがダイレクトメールの送達等を含めて問題になると思いますが、どの範囲まで信書に入るのですか。

○永岡政府委員 信書の概念は、私どもはかなり広義に解釈しておりますが、特定の人に対してお信文を記載したものは、例えば書状であるとか領収書であるとか納品書等であつても信書であるといふうに考えております。

なお、御質問のダイレクトメールが信書であるかどうかということにつきましては、個々のダイレクトメールの内容について判断しなければならないわけですが、そのダイレクトメールが特定の人に対してお信文を記載したものと判断される場合には、それは当然信書に該当するといふうに考えております。

○小川(仁)委員 信書という場合には当然通信の秘密といふ課題があるだらうと思います。さつき

言つた領収書とか例えれば税金の督促状みたいなもの、こういったものも信書の概念に入るし、それ自体個人にとってはプライバシーの課題になりますから通信の秘密の範疇に入つてくると思うのですが、そいつた配達のやり方はいろいろなメリットもありますが、そういう通信の秘密というものと信書といふものの概念はびつたり重なり合います。

○永岡政府委員 通信の秘密といふのはもっと広い概念で、信書の内容は当然通信の秘密でありますから、それは重視しなければならないものだとうふうに思っております。

○小川(仁)委員 郵政省の郵便業務をする人たちは、信書の秘密を守る義務、これは当然あるわけだと思います。そして、その職員であるから守るための担保といいますか、責任あるいはそれに対する処分等を含めて存在をすると思いますが、そういう点はどういうふうな形での通信の秘密に対する郵政省職員の担保がございますか。

○永岡政府委員 通信の秘密を遵守すべきことは、単に郵便法上の規定だけではございませんで、憲法上の規定でもございまして、我々の基本

的個人の一つでございます。したがいまして、我々の基本

的個人権の一つでございます。したがいまして、そういう重要なことにつきましては、私どもは日々ごく常識的に厳しく教育訓練を施しております。

なお、法律的な規定といたしまして郵便法にも信書の秘密を侵した場合の罰則規定がございますが、一般の人の場合には一年以下の懲役、二万円以下の罰金という規定でございますが、郵便の業務に従事する者がその職務中知り得た他人の通信の秘密を漏らした場合には、二年以下の懲役、五万円以下の罰金という重い处罚がなされるようになります下落をしていきますよ、こういうことを申し上げたいのです。ですから、臨時の職員によつてはならないことは日常指導しているところでございます。

つかものに対する違反の事実、事犯といったものは起つております。○小川(仁)委員 皆さんの方から見ればそう見えます。ですが、さつきの団地の委託配達なんといふものについては非常に国民に不安感があるわけでもあります。今まで、郵政省の職員に対する信頼感は国民の間がありました。はがき一枚、見よとすれば見ることも可能なわけであります。知ることも可能であります。しかし、郵政省の職員は表しか見ない、裏は見ないのだ、しかも仮にわかれただとしてもそういうことを言つて歩いたり、あるいはそのことを知つて、配達された人の家に対する不信といいますか、あるいはそういうことを存在させないという信頼感がありました。ところが、団地の委託による配達等の中で非常にその不安が出てきているのです。だれが秘密を漏らしたとかなんとかということは具体的にはなくても、そういう信頼感がない臨時職員によって、いやしくも郵便の業務に従事する者が他人の臨時職員といつても、一定の訓練を受けた、しかも郵政省職員としての縛約の中に属してゐる職員でないがゆえに、あつ、見られたのじやないかといつたような不安感が、特に同じ団地の中に住む人が配達などをいたしますと出でまいるわけなんです。こういう不安を与えるような状況は除去しなければならないと思ひます。ですから、先ほどから臨時職員を問題にしておりましたけれども、臨時職員ですから六ヶ月ごとに交代ということになれば、六ヶ月たてばおやめになる、やめた後あそこへこういう郵便が来ておつたよとか、あそここの家へはこうこうこういう種類のものが来ておつたよとかといつたことを話すかも知れないし、あるいは話すのではないかといふ不安が存在するのです。したがつて、私は特に信書配達部分については臨時職員はおやめを願いたい、そしぬければ郵政に対する国民の信頼がますます下落をしていきますよ、こういうことを申し上げたいのです。ですから、臨時の職員によつては維持していかたいといふうに考えておるところでございます。

○小川(仁)委員 メリットは何があるのです。○永岡政府委員 私どもの方から見ますと、効率的だ、端的に言えば労働力としても安いといふところもございます。それから団地の奥様方の立場に立つては、そこに労働のチャンスがある。私たちがよく聞くことございますが、奥様方がいろいろなアルバイトをされる、夫婦共稼ぎされる場合に、団地の配達であれば家から余り離れないでそういう収入が得られるものですから、小さな子供さんを抱えておられるまだ比較的收入も少ない

家庭の奥様方には、大変格好な職業と申しますが、そいつたメリットもあると私どもは考えております。

○小川(仁)委員 郵政の事業というのを今みたいに、メリットで物を判断していったら、通信の秘密も信書の送達なんというふうな大上段に振りかぶつたことも存在しませんよ、安ければいいんだというのだったら。郵便職員がやらないで宅送会社なり何かへ頼めばすぐれますよ。既に急行宅送便、皆さんの方の小包はそれに負けていたでしょ。同じようなシステムを民間会社がとれば、通信の秘密とか信書の送達といつづけのプライバシーや人間関係といつづけのものを大事にする存在としての行為であるからそれができないのですけれども、安い人で配達できるから郵政省は幾らか助かりますとか、あなたの話を聞いてみると、アルバイトの仕事が欲しいから、その部分ならやれるからというだけの安易性、これは安易性ですよ。他のアルバイトでもいいし郵政省の委託のアルバイトでもいいという状況の中でそのアルバイトを引き受け、こういう中から信書の送達とか通信の秘密とかいったようなものが守られるとお考えになるところに、既にこういう公共事業を経済性なり効率性なりそんなものだけで割り切っていこうとする非常に大きな違いがあると思うのです。私は、そういう考え方を捨てて、本当に通信の秘密なり信書の送達なりを郵政省の本質的な仕事だとお考えになるなら、団地の委託配達とか臨時による信書の送達などというのをおやめになるのが至当だと思うのです。これは郵政事業の基本にかかる考え方の問題だと思いますので、大臣の答弁をお願いしたいのですが。

○奥田国務大臣 確かに先生の御指摘されるように、信書送達には個人の秘密といつづけを守らなければいかぬというのは根本原理でございます。したがって、今郵務局長が答えましたけれども、ちょっとと舌足らずのような気がしてなりません。正規の職員で戸別配付をするというのが当然のことございます。しかし、今日のような急増したよ

うな団地配達に関して果たして職員が適切に行われるかというと、それもままならないというふうな事情もあるわけでございます。そういうとき自然発生的に協力を申し出られた方に臨時の職員としてのお願いをしておるというのが実態であります。

○永田(仁)委員 行政の仕事というのはお互いに国民の信頼感といつづけのものが存在しなければ成立しないと思います。その信頼感といつづけのものは話ではありませんが、よく訓練され、よくその趣旨を体した専門の職員によって行われることによつて効率も上がり、国民の信頼感も上がる。今のやり方を見ておりますと、何かしら国民の信頼を次第に失いつつあるような感じがしないであります。

そういうわけですから、さつきの大臣のお話、臨時職員を極力減らして正規の職員によって配達をやつしていく、という方向性を今後の皆さん行政、予算、定員等に反映させていただくようだ。この機会に、大臣の言葉じりをつかまえたようでは恐縮でございますけれども、お願いをしておきまいたしました。

さて、郵便関係のことは以上にいたしまして、今度郵便貯金その他の関係のことについてお伺いいたします。

大蔵省の方、おいでになつていると思ひますが、現在金融関係、特に資本の自由化、金利の自由化といつづけの問題が非常に強く言われております。大蔵省でもその問題についてかなり御検討をしておられると思いますし、金利の自由化といつづけのもう時代の要請、こう言つても過言でないし、また大蔵省自身、金融制度調査会小委員会の第一次中間報告も出されており、五月末には一つの方向

性を出すというふうに新聞等では伝えられておりますが、金利の自由化問題について大蔵省は今どのような検討をし、どういう方向性を志向しているかということについて御説明を願いたいと思います。

○永田(仁)委員 お答え申し上げます。先生今御指摘のように、現在大蔵省におきました金利を含みますところの金融の自由化の問題について検討を行つております。御指摘のとおり、五月末を目指しまして現在検討中といつづけてございます。

先生御指摘いただきましたように、昨年の四月に金制の小委員会で、これは金融の自由化的総論と申しますが、考え方をお出しいただいたわけであります。したがいまして、先ほど申し上げました現在検討中のものにつきましても、基本的には、金融の自由化につきましては昨年の金融制度調査会でいただきました中間報告をベースにいたしまして、その後の金融の自由化を背景にいたしまして少し具体的に発展させていきたいというふうに考えております。

それでは具体的に、特に金利の面につきましてどうのような方向で考えておるかといつづけの御質問でござりますが、この点に関しましては、御存じのとおり既に金融の自由化、金利の自由化といつづけの活発化とか、あるいは国債の大量発行に基づきますところの公社債市場の拡大といつづけで進展しております。したがいまして、基本的な姿勢といたしましてはこの自由化の流れに対しまして前向きに対処してまいりたい。ただし、経済金融あるいは金融秩序に影響を与えないよう漸進的に進めていく必要があるといつづけを考えております。したがいまして、そういう観点で金融の自由化、金利の自由化をソフトランディングさせていくといつづけの基本的な姿勢でございます。

特に金利につきましては、既に自由化が一部進んでおりますところの自由金利商品であります例えはCDの一層の条件緩和、現在、金額単位が三億円といつづけになつておりますが、これらを一層条件を緩和してまいりたいこと、あるいは市場の金利に連動してまいりますところの市場運動型の預金といったものの検討等から入りまして、大口預金の規制の緩和あるいは撤廃といつづけたものに進んでいくといつづけを考えております。その検討あるいはその実施といつづけたものを踏まえまして、小口の預金金利等についても検討を進めてまいりたいと考えております。

○小川(仁)委員 新聞も含め、今のお話も含め、CD等の大口預金金利から自由化していくといつづけ方向性のようでございます。そしてまた、小口預金金利については、漸進的なといつづけからいいますと最後になつていくといつづけ傾向がありますが、小口金融預金が最後まで取り残されるといつづけ理由、考え方、その点についてお考えを伺いたいと思います。

○永田(仁)委員 お答え申し上げます。大口の預金金利から進めていくといつづけ考え方を申し上げたいと思ひます。これにつきましては、金利の自由化といつづけの先ほどお話し申し上げましたように、既に国債を中心としたいたしました債券市場の拡大とかあるいは内外資金移動等の大口の専門家を中心としましたマーケットを通じて促進されているといつづけのが現状でございます。預金の分野におきましても、今お話しに出ました大口の自由金利商品であるCDの創設とかその発行条件の弾力化によって、自由化が漸次進展してきております。したがいまして、この流れに沿つて自由化を進めてソフトランディングさせていくといつづけことが自然な形ではないかと我々は考えておるわけであります。

小口の預金金利の自由化につきましては、そういう形で考えていくといつづけのことではございますが、小口貯蓄の金利につきましては多分に不安定な金利変動の可能性もある自由化を行うことについての可否の問題とか、あるいは個人預金の約三割を占め残高でも八十兆円を超えております郵

便貯金の金利の決定方法とか、こういったものにつきまして検討すべき問題点も多いかと思いま
す。

したがいまして、繰り返しではございますけれども、大口預金から始めて、順次ソフトラン

している、國外に置くという結果になってしまひます。そういう形の金利の自由化、小口預貯金を抜きにした金融の自由化などといふのは、國民からどういう感情をもつて迎えられるかと、いうことをお考えになつたことはござりますか。

であります。
非常に蛇足なお話を申し上げまして恐縮でござ
いましたが、先ほどのよう手順として大口預金
金利から入っていくのが自然な形ではなかろうか
ということとござります。

く可能性があるというわけでございますので、先ほど申し上げましたような自由化がある程度ソフトランディングしていくような過程の中で小口預貯金利につきましてある程度安定的な金利の方指向を探っていくということも、一つの検討課題に

○小川(仁)委員 現在の自由化を抑えて いるのは、臨時金利調整法、これに基づく大蔵大臣の告白でござります。

○永田説明員 お答えを申し上げます。
先ほどお申し上げておりますように、金利のゆ
由化につきましては、これは一つの流れといたら
まして適切に対処していかなければいけないわけ
でございますが、その場合に、小口の預貯金利

○小川(仁)委員 この臨時金利調整法によりまして現在の小口の預貯金は非常に苦しい状況にあるわけでございます。政策的に決められた規制でもつて利率が決められ、それを数字で見ますと、過去十年間で平均物価上昇率が七・七%なのに一年

これは既に自由化がなされておりますけれども、小口預金金利につきましては大口の金利に比べますと非常に安定的な金利の推移をたどっていると

示と、それから日銀のガイドラインだと思いますが、これを撤廃して金利の自由化という方向性を出していくのか、それともこれはそのままにして、短期の金融市場等を中心にして自由化を進めしていくのか、この点についてはどうですか。いわゆる臨時金利調整法の撤廃ということは考えておられるのかどうかということです。

につきましても検討の対象となることは当然でございます。ただ、私先ほど来申し上げておりますのは、その手順と申しますが、それにつきましては、大口預金利から入っていくのが自然な空ではないかと申したわけでございます。
繰り返しになって恐縮でございますが、もちろん小口の預貯金のウェートというのが先生御指のとおり大変多いわけでございます。したがいま

間の定期預金の平均金利が六・三%、こんなふうに物価にも迫りいつかないような目減り状態が行なわれているわけであります。現在も非常に苦しい状況に置かれ、そして不公平な扱いを受けております小口預金金利というものが、金利の自由化とともに、市場の実勢反映、これをもたらすような金利に変わっていくということは当然のことだと思いますのです。それを大口から入る、小口の方は検討

いう状況にござります。
先生御指摘の消費者物価上昇率と金利の関係でござりますけれども、これは小口預金金利に限らず全体の金利の問題であろうと思いますが、基本的にはインフレを抑えるというところからそのスタートがあると考えております。確かにオイルショックの時代を入れました金利の統計をとりまことに御存じのようなどころもあるかも知れません

将来の問題としたしましては、先生今御指摘の臨時金利調整法に基づく上限金利といいますか、さらにそれに基づきまして日銀のガイドラインでござる現在機関別に金利の上限を定めておるわけでござりますが、これにつきましても将来は検討の課題になるというふうに我々考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、現状で参りますと、大口の、特に市場性のある預金からその金利の自由化を進めていくのが自然であろうかと思いま

して、当然その預金の中心というものはそこにはあることではあるわけでございますが、先ほど申上げましたように、小口の預貯金といいますから貯蓄の金利につきましては、自由化が進んで、く当初の過程におきましては不安定な金利変動可能性とかそういうものもあるわけでございりますので、自由化の方向を十分見定めた上検討するが適当ではないか、かように考へておる次第でござります。

する。こういう扱いでは小口に対してもうとすると醜になりはしないか。今まででさえ、こういう不公平な状態があつたわけでござりますから、当然のことながら金利の自由化というときには、大口から入る手順があつたとしても小口をそれに連動して直ちに自由化する、こういう方向性を出さなければ、検討検討という形だけで置いておくような結果になりますはしないかといふ懸念を持つわけでございます。こういう懸念はございませんか。

○小川(仁)委員　もう一つは、金融制度調査会小委員会の第一次中間報告の中に、公的金融のあり方について、金利決定方式を含めた郵便貯金のあり方の再検討のほか、政府関係金融機関についても一部民間金融機関との競合が生じて、いるとの指摘がある点を考慮し絶えず見直していくことが肝要である。こういうような書き方をしておるわけ

ます。したがいまして、大口預金金利に入る検討と申しますか、そういうものが進んでいく過程の中です。臨時金利調整法あるいはそれに基づくガイドラインの存在といいますか、それについても検討はしていく必要があるうかと思いますが、現在直ちにその検討が必要であるというふうなところまでは検討が進んでおりません。

これは蛇足でござりますけれども、市場との関係で、金利の連動関係と申しますかこういう点をうながしますと、預金金利の自由化を全体としてやりますと、フランディングさせていくということが先ほどの申し上げましたようにまず必要なんですが、預金利は現在でも全体の金利のバランスの中で彈的に改定されておるわけでございます。例えば

○永田 説明員 お答え申し上げます。
先生今御指摘の小口を置いていく、あるいはその目減りの状態といったもので過去来ているというお話でございますが、繰り返しになりますが、先ほど私申し上げましたように一つの手順ということで考えておるわけでございます。大口からといたことは、あるいは大口専門家という世界ある

でございます。郵便貯金のあり方の再検討ということを金融制度調査会小委員会がお話ししてあります。が、今どういうふうな形で検討が進んでおるのか、それとも、ただこう言つただけでまだ具体性を持った検討が行われていないのか、その点をひとつお話し願いたいと思います。

○小川(仁)委員 預貯金総額が五十八年三月末で三百八十兆円、その中で非課税預貯金額が二百十六兆円、六〇%になっています。この部分を除いて自由化ということは、これは少額の預貯金をもつて生活をしておる国民を金利の自由化から見放す

いは国債資金の移動の世界あるいは国債のマーケットの世界というのは、ある意味で金利の乱高下というのも懸念されるわけでございます。したがいまして、おっしゃった金利の自由化という意味は、ある意味で上と下両方に金利が激しく動

御指摘の金融制度調査会小委員会の中間報告書でござりますが、ここでは、一番最初に私が申し上げましたように、金融の自由化の総論いたしまして委員の先生方から御意見をいただいて、これを持ちまとめさせていただいたということをございます。

して、金利のみならず業務の問題その他各般にわたりまして金融の自由化を総論的に取り上げておるわけでございます。

その中で、今御指摘の郵便貯金の問題でござりますが、これは金利のところに出でくるわけでおざいまして、あくまでも民間の金利のことと述べておるわけでございますけれども、その際に、先ほど御説明の中で申し上げましたとおり、今後小口預貯金金利の自由化というものを考えていくときには、民間預貯金金利と郵便貯金金利が均衡のとれた形で決定されるルールなりシステムを一層確立していく必要があるということを御指摘いただいている次第であるわけであります。

現在の検討状況はどうかといふお話をございましたが、先ほど申し上げましたように、現在、民間の預貯金金利につきましてCDの一層の弾力化とか大口預貯金金利といふものを検討中でございまして、これから郵便貯金金利の問題につきましても関係方面の方々とも十分にお話ををしていかなければいけないというふうに思つております。○小川(仁)委員 今の問題に関連して郵政省の方にお聞きしますが、この金利の自由化問題はもう避けて通れない状況だと思います。そういう中で、大蔵省はまだ検討中といふことがあります、検討される対象としての郵便貯金をお持ちの郵政省としては、それに対する御意見、御見解が当然あると思います。この際、郵政省の基本的な考え方、そして対処の仕方をきつちりと御説明願いたいと思います。

○澤田政府委員 お答え申し上げます。

金利の自由化というのは、国内的にも国際的にも要因が高まってきて、避けられない状況であるといふふうに思つております。したがいまして、郵便貯金といつしましても金利の自由化に前向きに取り組まなければならないというふうに考え、いろいろ検討いたしているところでございます。

先ほどからお話をございました大口、小口の議論についてでございましたけれども、我が国においておけるならばそれはいいわけでありましょうけ

ては郵便貯金を含めて幾らからが大口であり幾らからが小口であるという決めがまだないわけであるわけでございます。

その六割を小口が占めておる。これは、ある意味では我が国の特性であろうかと思うわけであります。非課税貯蓄の範囲のものを小口ととつてみましても、先生御指摘のように預貯金の総額は、これが、ある意味で六割を置くということはできないのである。これを窓外に置いての自由化というものは自由化とは言えないであらうし、また、これも先生御指摘のとおり、本来得べかりし金利というものが

自由化によって得られるということでござりますので、自由化に対応して積極的に小口についても自由化に向かわせていくという仕組みを考へいかなければならぬだらうというふうに思うわけであります。

特に、自由化という場合に、アメリカの例を見ましても、今までの規制金利商品から自由金利商品に預金なり何なりがシフトしてしまって、規制外していくというのが自由化対応の問題であるわけですが、國においても預金が集まらなければならぬだらうというふうに思つておる

ところ、規制金利で縛つておいても預金が集まらなければならぬだらうというふうに思つておる

商品については金利の乱高下というものに余り左

右されない方がいいということから、小口はなるべく後にというような議論も出ているようであります。

ですから、規制外していくというのが自由化対応の問題であるわけですが、我が国においても

そういうような動きというのが現に起つておる

わけであります。さらに、これから眺めてまいりましても大量の国債発行というのが続くであろう

年、あるいは償還期限が二年未満というような期

もなるであろう。こういったものは当然一年、二

年、預貯金との競合を來すわけありますし、な

お、既発債の銀行窓口での取り扱い、ディーリング

というようなものもこの六月ぐらいから始まる

という話もござります。そういうふうなことを踏まえますと、新しい自由金利的な商品というも

のもさらに開発されていくのではないか。そ

ういったものに、規制をいたしておりましても資

本利の実勢といふものを踏まえて、各

金融機関の経営戦略も織り込んで、合理的にそれ

ぞれの金融機関が決めるというのが自由金利、金

利自由化における金利の決定だらうと思うわけであります。商品も金利もどこかで規制をするといふことは、まさに自由化とはなしまない話であります。

うと思つたものに、規制をいたしておりましても資

本利の郵便貯金の金利をリンクさせるとか、あ

るいはどこかで一元的に決めるということがな

ければ自由化というものができないんだという議論

は、自由化という概念と全く相矛盾する概念であ

るうと思うわけであります。郵便貯金も市場実勢

れども、そういうことができないから的確な自由対応というものが必要であろうということでおざいまして、特に我が国における貯蓄の構造から見ましても、小口というものを大口の自由化とは言えないであらうし、また、これも先生御

御説明の中申上げましたとおり、今後小口預貯金金利の自由化というものを考えていくときには、民間預貯金金利と郵便貯金金利が均衡のとれた形で決定されるルールなりシステムを一層確立していく必要があるということを御指摘いただいている次第であるわけであります。

なお、小口というものが手間がかかるとか、小口の問題で、自由化に対応して積極的に小口についても自由化に向かわせていくという仕組みを考へいかなければならぬだらうというふうに思うわけであります。

そこで、規制外していくというのが自由化対応の問題であるわけですが、我が国においても

そういうような動きというのが現に起つておる

わけであります。さらに、これから眺めてまいりましても大量の国債発行というのが続くであろう

年、あるいは償還期限が二年未満というような期

もなるであろう。こういったものは当然一年、二

年、預貯金との競合を來すわけありますし、な

お、既発債の銀行窓口での取り扱い、ディーリング

というようなものもこの六月ぐらいから始まる

という話もござります。そういうふうなことを踏まえますと、新しい自由金利的な商品といふ

のもさらに開発されていくのではないか。そ

ういったものに、規制をいたしておりましても資

本利の実勢といふものを踏まえて、各

金融機関の経営戦略も織り込んで、合理的にそれ

ぞれの金融機関が決めるというのが自由金利、金

利自由化における金利の決定だらうと思うわけであります。商品も金利もどこかで規制をするといふことは、まさに自由化とはなしまない話であります。

うと思つたものに、規制をいたしておりましても資

本利の郵便貯金の金利をリンクさせるとか、あ

るいはどこかで一元的に決めるということがな

れば自由化というものができないんだという議論

は、自由化という概念と全く相矛盾する概念であ

るうと思うわけであります。郵便貯金も市場実勢

を踏まえて合理的な金利をつけられるような仕組みを、これは私ども、郵便貯金自体としても考え

なければならぬ点がござります。

現在、郵便貯金の資金の運用は、資金運用部に

一元的に運用されている政策的な金利で決められ

て、これを窓外に置いての自由化というの

は自由化とは言えないであらうし、また、これも先生御

御説明の中申上げましたとおり、今後小

口預貯金金利の自由化といふものを考えていくと

きには、民間預貯金金利と郵便貯金金利が均衡のと

れた形で決定されるルールなりシステムを一層

確立していく必要があるということを御指摘いた

だいている次第であるわけであります。

現在の検討状況はどうかといふお話をございま

すが、先ほど申し上げましたように、現在、民間

の預貯金金利につきましてCDの一層の弾力化とか

大口預貯金金利といふものを検討中でございま

して、これから郵便貯金金利の問題につきましても

関係方面の方々とも十分にお話ををしていかなければいけないといふふうに思つております。

○澤田政府委員 今の問題に関連して郵政省の方にお聞きしますが、この金利の自由化問題はもう

避けて通れない状況だと思います。そういう中で、

大蔵省はまだ検討中といふことがあります、検

討される対象としての郵便貯金をお持ちの郵政省

としては、それに対する御意見、御見解が当然あ

ると思います。この際、郵政省の基本的な考

え方、そして対処の仕方をきつちりと御説明願いたい

と思います。

○澤田政府委員 お答え申し上げます。

金利の自由化というのは、国内的にも国際的にも

要因が高まってきて、避けられない状況であ

るといふふうに思つております。したがいまし

て、郵便貯金といつしましても金利の自由化に前

向きに取り組まなければならないといふふうに考

え、いろいろ検討いたしているところでございま

す。

先ほどからお話をございました大口、小口の議

論についてでございましたけれども、我が国におい

ておけるならばそれはいいわけでありましょうけ

であります。

○澤田政府委員 お聞きかせ願いたいと思います。

第一類第一号 内閣委員会議録第十一号 昭和五十九年五月八日

の方にも市場実勢というものを反映する仕組みが必要である。これはたゞいま申し上げました金利の自由化に対応するためにぜひ必要な方法である。また、郵便貯金自身が的確に金利の自由化に対応できなければ、ある意味では日本全体の金利の自由化というものが的確に対応できないであろう。そういうことで、いろいろな段取り等はおありだろうと思ひますけれども、その仕組み 자체は早急につくる必要があるのではないかということです、大蔵省の方とも折衝したわけでございます。しかし、長年の経緯もございまして、郵便貯金資金が財投の大きな役割を占めている国家的な公的資本であるというような性格から、財投の一元的運用というような從来からの一つの課題もございます。ただ、この点につきましては私どもの考え方を若干申し上げさせていただきますれば、財投の一元的運用というものは、ある意味では、私ども郵政省においては簡易保険の資金は郵政大臣が直接運用をしているわけでありまして、これも財投に協力する分野でございますが、こういった点については大蔵大臣、郵政大臣、両方が資金を出し合って運用していくことによって統合性のとれた財投計画の運用ができるわけありますから、郵便貯金資金とというものも大蔵大臣だけが運用しなければというような問題ではなく、統合一元化の問題はそういう性格のものであります。しかし、財政当局といたしましては、第二の予算としての資金運用の問題、その他財投の中におめているほかの資金との競合の関連、いろいろといった観点からなお時間かけて議論をしてまいりたいということで、私どもも今回の予算要求に当たっては断念をしたわけでありますけれども、冒頭申し上げましたように、自由化対応にぜひとも必要な方策であり、その仕組みといふのは早急につくらなければならないということです。今後とも話をし、御理解をいただけるように努力をしてまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。

○小川(仁)委員 その資金の運用の問題になると思いますが、財投だけでは七・一%くらいにしか対応できなければ、ある意味では日本全体の金利の自由化というものが的確に対応できないであろう。そういうことで、いろいろな段取り等はおありだろうと思ひますけれども、その仕組み 자체は早急につくる必要があるのではないかということです。大蔵省の方とも折衝したわけでございます。回らないというお話をありました。しかし、金利の自由化して市場実勢が当然のことながら郵便貯金の利子に反映してくるとすれば、郵便貯金もいつまでも七・一の枠内で運用することは困難になります。そうしますと、今の問題で、前年は一兆円の国債ということになりましたが、今年直ちに幾らと言うわけにはいかぬかもしれません。が、仕組みと言われるその資金運用の枠は総預貯金量の一体までの運用というものを郵政省の中で考えられているか。もしそういう考え方があつたらひとつお知らせ願いたい。

○澤田政府委員 私どもたゞいま提案をいたしておりますのは、一つの仕組みをつくるということですがまず第一であろうというふうに考えておるわけ

あります。郵便貯金自体の一つの経営ということがあります。郵便貯金は本当に汗とあらわの結晶

が、仕組みと言われるその資金運用の枠が頑張つてくれるわけです。この前も官林署の統合問題がありましたが、統合反対で商工会の人たちが頑張った一番大きな理由は、統合したら銀行が撤退するということだったのです。この前も官林署の統合問題がありましたが、商工会の人たちは、

は仕事がなくなるのですが、商工会の人たちは、銀行が撤退する——銀行は、このようにその地帯において企業としてのメリットがなくなります

と、いとも簡単に撤退をするわけであります。しかし、郵便局だけはそこへ残つて庶民の金融機関として、貸し付けがないからちょっと金融機関と

いう言い方にはならないと思いますけれども、自分のお金の出し入れ、送金あるいは受け取り、こ

ういった役割にこたえているわけであります。店舗の割にはあるいは総預金量は少ないかもしれませんけれども、現在日本の津々浦々にあって国民のそういう要求にこたえているのが郵便局だと思います。

しかし一方では、そういう地帯にも信託等の嘱託員と申しますがそういう人たちが入つて、ビル

の売り込みをやり、マル優を売り、いろいろな形で入つてきます。ですから、もし金利の自由化が小口、特に郵便貯金を中心にしておくれますと、いわゆる資金の大きな流れが変わつてしまふ

と思うのです。そういうことになりますと、郵便貯金も安閑としておられない。むしろ安楽死なん

いふことで御提案をしているところであります。

○小川(仁)委員 郵便貯金が小口預貯金の中であるだけに、郵便貯金を軸にした小口金融について

す。それだけに、小口預貯金の金利の自由化がおれますと、郵便貯金を利用している国民は郵便貯金に対する魅力を失つてしまふわけでござります。

今、郵便局の店舗数を見てみると、特に都部における店舗と都市における店舗を見ますと、郡部に四〇%の局があるわけでございます。私の岩手なんかの経験によりますと、例えば鉢山がつぶれましたと銀行は撤退いたします。しかし郵便局は

残つてくれるわけです。この前も官林署の統合問題がありましたが、大衆のそういう貴重な結晶をお預かりしておるわけでございます。したがつて、郵便の金利決定に当たりましては、これは特別に決められてもおるところでございます。しかし他方、余りにも巨額な資金でございます。現在で最も八十五兆の残高を有しておるわけでございます。したがつて、やはり市中の金利等にも配慮しなければならぬことも当然でございます。そういうことから、大蔵大臣と整合性を含めて相談して、市中金利等にも配慮しながら今日郵便貯金の金利決定を行つてきているという経緯でございます。

しかし、郵便局だけはそこへ残つて庶民の金融機関として、貸し付けがないからちょっと金融機関と

いう言い方にはならないと思いますけれども、自分のお金の出し入れ、送金あるいは受け取り、こ

ういった役割にこたえているわけであります。店舗の割にはあるいは総預金量は少ないかもしれませんけれども、現在日本の津々浦々にあって国民のそういう要求にこたえているのが郵便局だと思います。

しかし一方では、そういう地帯にも信託等の嘱託員と申しますがそういう人たちが入つて、ビル

の売り込みをやり、マル優を売り、いろいろな形で入つてきます。ですから、もし金利の自由化が小口、特に郵便貯金を中心にしておくれますと、いわゆる資金の大きな流れが変わつてしまふ

と思うのです。そういうことになりますと、郵便貯金も安閑としておられない。むしろ安楽死なん

いふことで御提案をしているところであります。

ことは今後の議論の課題になるだらうといふ

ところでございます。

しかし、全く御指摘のとおりでございまして、

今日、金融の自由化、金利自由化の趨勢は避けられないという原点に立つたときに、私たちは、自

主的な運用も含めて預貯金者の利益を守つていかなければならぬという立場から、大蔵側と、この

問題、自主運用を含めての問題点について今後とも前向きに真剣に検討し合ってまいりたいと思っております。

○小川(仁)委員 今大臣及び局長のお話を聞きましたので、小口預金、特に郵便貯金を利用している者もこれはある程度安心できると思います。

ただし、郵便貯金は余り伸びていませんね。伸びていないというのはどういうところに原因があるというふうにお考えになつておられますか。

ますけれども、私は、それに対するセールスといいますかあるいは宣伝といいますか、そういう預金獲得部分が簡易保険に比べたら非常に弱いという感じがいたします。そういう方面に対する働きかけといいますか、仕事を見つけ出して働くさせるというか、そういう方向性もひとつ大きく考えてほしいう自然減やめさせることだけが今回の統合の能でもあるまい、こう思いますので、そういう一つの営業の方向性。
それからもう一つは、金融機関といつても貸付

一般の貸し付けよりも割り増しの貸し付けが受けが受けは
られるということでおざいますけれども、いかんか
せん、その程度の額では今日の住宅建設というう
とから見ますと非常に少額であるということで、
制度創設の当時から比べますと非常に魅力が薄れ
ておるということをございます。したがいま
で、こういう点につきましてはさらに魅力のある
ものにしたいということで、実は予算要求等もい
たしたわけでござります。
こういったことについて、我が国におきましては

を集める」というようなことだけにとどまらず、
の三月末に全国の郵便局一万九千を網羅いたしましたオンライン・ネットワークというものが完成
したオンライン・ネットワークとそういうものが完成
をいたしまして、これに基づきましていろいろな
新しいオンラインを組み込んだ商品を逐次販売を
してきているわけでありますけれども、こういつ
た点につきましてもさらに、外務員にも販売促進
ということに関心を持ち、セールスに力を入れる
よう教育もし、また努力を要請いたしていると
ころでございまして、いろいろな形での総合的な

間、特に五十五年は金利の天井感というのがございまして、民間金融機関も含めまして預金の獲得というものが伸びた時期がございますが、押しなげて下落線をたどつておると、しあわせでござりますして、郵便貯金について申し上げますれば、今年度の純増目標自体も昨年の目標を大きく下回りますして、一兆円というような状況でござります。

昔少しかず便貯金にはないわけでござります、追等ローンとゆうゆう保険ですか、住宅関係のものもございますが、これが余り大きく民間企業と同じように戸貸業務をやるということについては問題があると思いますけれども、しかし育英に対する貸付金は幾らでございましたか、ああいうもので、育英の貸し付けなんなどいふことは言えないじやないだらうか、こういう感じがいたします。したが

は個人に対する金融サービスというものが諸外国に比べればどちらかと言えば非常にくれていることが言えるだろうと思います。と申しますのは、諸外国におきましては、郵便貯金が直接そういう貸し付けを行っているところもございまして、片や営利を目的としない非営利の金融機関というものがかなり発達をいたしておりました。したがいまして、そういったところが個人の

○小川(仁)委員 一つの統合とか改正ということには必ずそれに伴う人員の整理とかいろいろな課題がありますが、今言ったような考え方の中に、そういう人員を振り向けるとかいろいろな形で今まで働いてきた人たちが不遇な状態にならないよ
りたいと思います。

こうした下降傾向にあるという一つの原因といたしまして私ども考えておりますのは、高度成長から安定成長に移つて可処分所得というものの伸びが低くなつたというようなこと、これは、貯金の獲得につきましては夏冬のボーナス期というのが大変大きな時期ではござりますけれども、夏冬のボーナスを見ましても伸びというものがほと

○澤田政府委員 私ども、直接の貸し付けという形での競争ではなくて拡大する方法がありはしないか、こういう面についてお考えをお聞きしたいと思います。

預貯金　また貸し付けということを専門的に行っているということで、個人の金融活動の充実ということをそういう面で制度的にも補えるような形になつてゐるわけでありますけれども、我が国の場合、そいつた個人専門の非営利といいますと郵便貯金だけであるというようなことで、そういった点についてはまだまださらに充実をしてい

うに十分御配慮願いたい、こうお願ひを申し上げて次に移ります。

大蔵省の方に伺いますが、グリーンカードを六十年一月から実施ということになりますと、本年度中に予算編成をしておかないと間に合わないわけでございますから、八月の概算予算までちよつと時間があるといいますけれども、グリーンカ

商品としてのビッグとかワイドとか、そういうた
め見られないというような程度でございまし
て、こういったことが預金の伸びに大きく響いて
いるのではないか。いま一つは、新しい金利
選好の高まりというようなことから、そういう高

ような金融といいましょうか、信用供与といいう形でのものは行つてないわけであります、が、先生も御指摘のよう、預金を担保にいたしました貸し付け「ゆうゆうローン」あるいは住宅建設の促進という観点から住宅積立貯金というようなもののがございます。あるいは今先生お話しのございます。進学積立貯金という制度がござります。進学

く必要があるだろう。特に先生御指摘のような今日の郵便貯金の状況あるいは激しく変わる今日の金融環境という中で、個人の金融活動といちらものがあざらに充実発展をしていくよう、郵便貯金といたましてもサービスの拡充、充実あるいは新しい制度の創設というようなことに今後とも努力をしてまいりたいと思っておるところであるが、ま

一
ド問題についてどういう方向で、予算をつくる
ような形か、あるいはこれを捨て去るという形
か、御検討しておられましたならお伺いしたいと
思います。

○伊藤説明員 先生の御質問のうちの前半の部
分、予算関係は国税庁の方から後ほど御答弁申し
上げますが、グリーンカーボン税をどう含めるか、二三

金利商品へ選好が特に向けられているというようなことから伸び悩んでいるのであるう、こういうような分析をいたして、「ところで」といいます。

積立貯金につきましては、大体五十四万程度のものを積み立てていただきまして、それと同額のものを国民金融公庫の方から貸し付けておる、こ

○小川(七)委員 営業問題……。

」にちがい、クレジットカード制度を含めまして子課税の検討、今後の方向という部分につきまして私の方からお答え申し上げます。

○小川(七)委員 話はまた前に戻りますが、事務センター等の改組、こういう中で、場合によると余剰人員も出てくる可能性もあります。今郵便貯金が伸びない理由にワードとかビッグの商品もあり

よな形で御用立てをして、いるということでござります。住宅につきましても、実は制度創設以来これの限度額が五十万積み立てをいたします。これまで百七十五万、現在住宅金強公車の方から

○渋田源太郎先生 失礼いたしました。

鈴案内のように、利子課税に関するましましては、現行制度はグリーンカード制度というのが実定法として既に制定されております。ただ、御案内のような経緯で当初の予定が三年施行延期ということになりましたが、この間も、当初の

の五十八年一月一日というのが六十一年一月一日ということに相なっています。したがいまして、そのときまでにそれにかかる別の方針が考えられない場合にはその制度になるということです。さいますが、本件につきましては、政府の税制調査会におきましてもこれまでの経緯等を踏まえまして利子課税のあり方をもう一回検討し直そうといたことから、去年の夏ぐらいから議論をスタートさせまして、昨年の秋に中期答申というのをいたしております。

ただ、その段階での答申では、大まかな方向といいましょうか議論はなされておりませんけれども、具体的にどういう方法がいいかという点については引き続き検討ということで、宿題になつております。その意味で今後とも税制調査会において御審議いただけるものと思いますが、私どもも、そこでの審議を踏まえまして今後の方向を探つてまいりたいというふうに思つております。

○宇都宮説明員 グリーンカードに関する予算要求の問題についてお答え申し上げます。

今一課長から御説明ありましたように、グリーンカード制度につきましてはその実施が三年間延期されまして、現行法ではカードの交付等が六十一年一月一日からというになりますので、その予算上の手当では先生の御指摘のとおり六十年度予算において措置する必要があります。ただ、今一課長がお話し申し上げましたように、利子配当課税のあり方につきまして税制調査会で検討が行われておりますので、六十年度予算要求そのものにつきましては、その検討状況を踏まえて事態の推移に応じて適切に対処してまいりたい、こう考えております。

○小川(一)委員 検討は、いつごろまでに結論が出ておられますか。

○伊藤説明員 税制調査会の中期答申は、先ほど申し上げましたように比較的の総論的な議論で終わっております。年明けまでの年度答申におきましても御議論いただきましたが、そこでも具体的な今後の方策というのはなお引き続き検討といふ

ことになつております。

のか、こういう部分はやはり国民の最低生活を

保証してやる部分だといふのでこれは手をつけない、こういうふうな方向で話が進んでいます。

さりますので、税調自身もみずから努力目標とすればこの夏を目途にということで、そういうふうなことは、実験自体が現在進行中であり、今後に向けての話でござります。

たが、時期的な問題につきましては、五十九年度の税制改正に因る年度答申におきまして、で

きればこの夏を日付にとすることと、そういうふうなことは、実験自体が現在進行中であり、今後に向けての話でござります。

さりますが、そのとおりであります。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、具体的な課税方式のあり方、非課税の貯蓄の部分を含めまして議

あり方につきましては現時点で具体的な方策はまだ打ち出されておりません。これまでの議論で税制調査会で言われておられますのは、個人貯蓄の中

で六割も占めておる非課税貯蓄について今まで

いいのかどうかという議論ももちろん含めて議論をするべきであるという御意見はいろいろござい

ます。ただ、じき具体的にどういう方向がいいのかという点につきましては、各論の議論としてはまさにこれから議論をあらうかと思ひます。

先ほど先生おっしゃいました非課税貯蓄のこれまでの経緯、定着してきておるではないかといつたような御意見も、当然中にはございません。た

だ、調査会全体としてどういう意見に集約されています。たゞ、今はまさにこれらのものでござ

いのかというのではなくて、非課税貯蓄を含めまして全体の利子課税のあり方がどうあるべきかということでお

りませんが、それのみをどうこうするというこ

とではなくて、非課税貯蓄を含めまして全体の利子課税のあり方がどうあるべきかということでお

りませんが、それのみをどうこうするというこ

と

いて質問しても検討中でございます。ということでお話が終わるだらうということを予測しながら質問をしなければならないことは、実際非常に腹の立つことでございます。

ここで郵政省にちょっとお聞きしますが、郵便貯金もその対象になるわけでございます少額預貯金、現在三百万円まで非課税でございます。これに税金がかかると言つたら、郵便貯金は運営できませんか。財投でもつて七・一で回してもらって、

そして現在の利子にまた税金がかかる、それから国民の方に支払っていく、これでは国民はどん

どん郵便貯金から離れていくわけですね。金利の自由化からおくれるわという形で一番郵便貯金が、まさにこれからの議論をあらうかと思ひます。

ただ、じき具体的にどういう方向がいいのかといつたような御意見も、当然中にはございません。たゞ、調査会全体としてどういう意見に集約されています。たゞ、今はまさにこれらのものでござ

いませんが、それのみをどうこうするというこ

と

とではなくて、非課税貯蓄を含めまして全体の利子課税のあり方がどうあるべきかということでお

りませんが、それのみをどうこうするというこ

と

ついてはおるもの、長期的に見ればやはり目減りをしているような利子であります。利子所得といたのは、ある意味では第一次所得で税金を取られた後の所得、第二次所得でございます。第二次所得ではございませんけれども、これが実質的には目減りをしているマイナスの所得である、こういったことにもかかわらずお貯蓄をせざるを得ない、高齢化社会を迎えて老後のために蓄えをしなければならないという国民の心情、生活というものを考えた場合に、これに税金をかけるということではなくして、むしろそういう自助努力に対する手、何らかの優遇策というものを政府として差し伸べるべきではなかろうかというのが基本的な考え方であるわけであります。

特に、郵便貯金が制度創設以来非課税貯蓄として定着をいたしまいましたし、日本の高い貯蓄率というのもこの百年以上にわたる郵便貯金の普及ということによって私は大きく培われた部門があるであろうと思うわけであります。したがいまして、今日一時的な財源確保というようなことあるいは一部の不公平は正といつたためにすべての者に貯蓄心を失わせるような方策といふものはとるべきではない、また、そういうものは恐らくとられないであろうということを期待しながら、政府の税制調査会の審議といふものを見守つてしまいりたいと思っているわけであります。先生御指摘のようにいろいろ厳しい状況の中にいる郵便貯金であるだけに、私どもも大変大きな関心を持つてこの制度の維持、むしろ私どもは限度額の引き上げということこそ必要であらうというふうに考えていいるところでござります。

○小川(仁)委員 いろいろお聞きをいたしましたが、資本の自由化、金利の自由化は避けられぬ苦労しておられると思いますが、庶民の貯蓄を扱っている郵政省郵便貯金という問題についての一つの役割といふものがそういう中でかなり大き

な役割を持つと思ひますから、この統合を機会

に、それ自体がどういう形で国民のために役立つかということを前提にして今後ともお仕事を進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○片岡委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十七分休憩

午後三時三十二分開議

○市川委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

○片岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。市川雄一君。

○鴨政府委員 設置法に入る前にちょっとお伺いし

たいのですが、けさの新聞の報道によりますと、

NHKが始めようとした衛星放送ゆり二号aが故

障した、こういうニュースが出ておりますが、前

回も、昭和五十三年にもたしか事故があつたと思

うのです。この事故について今どういう状況把握

をしておられるのか、お伺いしたいと思います。

○鴨政府委員 お答えをいたします。

B S 2 a でございますけれども、中継器を二本

搭載いたしておりまして、そのうち A 系統のもの

が三月以來不調になりましたので、R 系統と申す

るものによりまして試験電波の発射を行つてまい

ころでございますが、この R 系統につきまして五

月の三日に電源が切れるという現象が生じてまい

りました。それで、それに対応する電源再投入と

いう措置をいたしましたけれども、その時点に

おきました、B という系統と R という系統二つが

も、この点につきましては、四月の二十一日に宇

宙開発事業団から通信・放送衛星機構に引き渡し

がありましたけれども、そのたままで、それをこれから

修理をかけ、御迷惑をおかけしておりますことを

おもといたしまして、最大限の努力をしていかな

いことございますけれども、B S の場合の故障の原因とは

異なるものという推定をいたしております。

それで、先生御指摘の B S 2 a を利用すること

につけての判断ということでございますけれども、

も、この点につきましては、四月の二十一日に宇

宙開発事業団から通信・放送衛星機構に引き渡し

がありましたけれども、そのたままで、それをこれから

修理をかけ、御迷惑をおかけしておりますことを

おもといたしまして、最大限の努力をしていかな

いことございます。

○市川委員 おわびを申し上げたいと思います。

それで、今の御指摘の点につきましては、確かに

大きな金額がかかるわけでございますが、私ど

も、この点につきましては、できるだけこの原因の究明

をいたしまして、それをこれから先の問題にも振

り向ける、そしてまた現在不調になつております

ものの回復にも、どれだけの期待がかけられるか

は別といたしまして、最大限の努力をしていかな

いことをおもといたしまして、それをこれから先の問題にも振

り向ける、そしてまた現在不調になつております

ものの回復にも、どれだけの

おきまして、複数の地方ブロック機関を有する省庁につきましてその見直し方が提言されておりまます。今般の地方貯金局及び地方簡易保険局の地方郵政局への統合も、そのような臨調の精神、趣旨に基づいて地方行政機構の総合化と効率化を行おうとするものでございます。

具体的にこれが臨調改革としてどのような意味、趣旨があるのかどうかお尋ねでございます。

が、これまで地方貯金局及び地方簡易保険局におきましては、既に長年の間、それぞれの地方機関におきましてオンラインを初め事務処理の効率化、合理化、機械化等を推進してまいりました。

今回の措置は、その最終的な仕上げといたしまして地方貯金局と地方簡易保険局を郵政局に統合するということです。

その結果、地方郵政局へ移管可能な事務が出てまいります。例えば訓練関係、福利厚生関係、さらには人事関係としての任命、昇給昇格等に関する事務、あるいは会計事務といたしまして物品、式紙類の調達等といったようなものが郵政局に移管可能になりますので、その部分についての事務の簡素化、合理化が図られるということでございます。

さらに、当然のことですが、その統合に伴いまして定員の削減、縮小というのも出てまいります。この点につきましては、現在、その定員の削減の数につきまして鋭意検討中でございます。

○市川委員 今最後に定員の問題が出でましたのが、今回の改正で、人員とか予算面で具体的に何か効果というものがありましたらおっしゃっていただきたいと思います。

○奥山政府委員 今回の改正は七月一日を目途に実施することにいたしております。それで、今年度につきましては予算上特にこの措置に基づく予算の縮減措置あるいは定員の削減措置は講じておりますが、六十年度以降におきましては定員の削減を織り込んだ予算要求を出すこといたしておりまして、現在その定員の縮減数等を鋭意計

算、検討中でございます。

なお、一言付言させていただきますけれども、

地方貯金局及び地方簡易保険局におきましては、

先ほどもちょっと触れましたが、昭和四十

四年から総合的な機械化、オンライン化を進

めておりまして、これまでに地方貯金局におきま

して四千四百名、地方簡易保険局におきまして二

千名の減員措置を行っております。今般の統合に

おきましては、それらのオンライン化に伴う定員削

減に加えてさらに最終的に管理共通事務を統合す

ることによる削減を考えているものでございま

す。

○市川委員 次に、設置法に関連しまして電電改

革について伺いたいと思います。

この問題に強い関心を持っている一人でござい

ます。高度通話化社会という非常に未来性を含ん

だ問題でございますが、これは一電電の民営化と

いう問題だけではなくて、非常に大きないろいろな問題を含んでいます。

そこでお伺いいたしますが、まず今回の電電の

改革に当たって、民営化、競争原理の導入、それ

によって経営の効率化あるいは活力を生み出して

いく、こういう考え方はそれなりに評価をしてい

るわけですが、問題は、新電電、民営に移管した

としても、非常に巨大な資本あるいは人的資源、

技術的遺産というものを持っているわけです。果

たしてこれと競争できる民間の新規参入、いわゆ

る第二電電というものが育つのかという疑問を一

つは持つわけでございます。

そこで、今回の電電改革案の趣旨から考

みて、せっかく民営に移管するわけですから、余

り郵政省が規制をしてしまいますと民営に移管し

たいたいと思います。両面からの問題が恐らくある

だらうと思うのですね。新規参入という立場で考

えれば、巨人である新電電をしっかりと郵政省が抑

えてもらいたい、チェックしてもらいたいとい

意見が強く出てくると思いますし、また電電側か

らすれば、経営の効率化とか活力という点で考

れば余り細かいことまで口を出さないでくれとい

うことになるだろうと思います。

今そういうことの前提でお伺いいたしますが、

公正な競争条件を確保するということが非常に大き

な問題だと思います。この民営移管が成功す

るかしないかは、公正な競争条件、土俵がきちんと

とできるかどうか、これにかかると思

う意味で、何といっても全国ネットで、し

かも今までの技術的な遺産、人的な資源、そして

資本力、こういうことを考えますと、やはり当分

の間は、民間を育てるためには新電電を何らかの

意味でチャックしなければ公正な競争条件は確保

できない、こういふうに考えておるわけです

が、その辺の基本的な考え方についてお聞かせいた

だみたいと思います。

○小山政府委員 お説のとおり、これからどうな

るかということは非常に不透明な部分も多分ござ

ります。ただ、しかしながら一応今回の電電の

改革ということは、要するに電気通信事業全体の

改革とすることは、従来の一元的な電話を中心にして行われてきた

電気通信が、現にいろいろな媒体が出てまいり

まして、電話だけを中心にして動いてきた電電公

社だけでは対応できなくなっていることも事実で

ございます。したがいまして、電話以外のいろいろな媒体に対しても適切なサービスをしてい

く、しかもその中で競争原理を導入して活力あふ

れる中で国民の皆様方に電気通信役務をサービス

していくという手段をとるべきであろうとい

ころから、いわゆる電気通信法体系全体の改正を

いたしまして、電電公社を会社に変え、さらに競

争原理を導入して多数の事業者によつて行われるべきである、こういふうに考えたわけでござい

ます。

それではいわゆる電電の巨大性からくるところの競争の関係はどうかということは、お説のとおり、片方で競争原理導入のために巨大産業である

電電を政府の関与によつて抑えるということをい

たします考えも確かにございます。しかしながら

それは、競争の原理を導入した暫時の間は新規参

入者が出てこないであります。そういうときの考え方でございまして、新規に対する政府の関与はできる

だけ少なくして、自由な形での活力ある電電の事

業活動を期待するというのが基本的な考え方であ

べきであろうと思っております。

したがいまして、政府の関与にいたしまして

も、他の類似の特殊会社に対する関与のあり方

これは当然考えたのでございますけれども、しか

しその中で最も関与の少ない形を選択したとい

うことでございます。そういう形の中におきまして

電電の事業活動を活性化する、また長い目で見ま

すと新規参入の方たちとの公正な競争ができると

考えておる次第でございます。

○市川委員 それでは具体的にお伺いします。

一つは電話事業。長い間、電電が独占でやつて

こられたわけです。今回の改革に当たりまして電

話事業を含めて自由化されているわけですが、電

話事業だけはその持つ公共性から考えて新電電に

引き続いて独占させるべきではないかという非常

に強い意見がございます。よくその意見を聞いて

みますと、それなりの考え方ではあるわけです。

まずその中で、この法案によつて新電電に移行

した。第二電電が出現した。そうしますと、真藤

総裁も四月十八日の記者会見でおっしゃつていま

すが、東京一大阪幹線部分の電話料金を下げなければならぬ、そうしなければ競争できない。そ

ういう長距離電話、今まで一番収入の多かつた幹

線料金を下げるこによつて収入が減る、今まで

はどちらかといえど市内通話が赤字に近かつた、それを幹線で稼いで補てんした、それができなく

なる、したがつて、最終的には市内通話料金の値

上げという問題が起きてくる、そうなつてくると

一番利用者の多い市内通話料金が上がるという形で多くの方に新しい負担をかけていくのじゃないか、こういうことが言われておるわけですが、こ

の点についてどういうお考えですか。

○小山政府委員 電気通信分野に競争原理を導入

する趣旨と申しますのは、先ほども若干申し上げ

して利用者のニーズもいろいろな多様化というものがございます。そういうものに事業体として適時適切に応じていくことが新規参入者を導入するゆえんでございます。そういたしますと、新規参入者というのは、今まで電気通信の特性であると思われておりますしたスケールメリット、大きければ大きいほど経済的に引き合うということが必要でございます。要するに、新規参入者はこれまで供給側が必ずしも十分に対応していない需要にきめ細かく対応する形で生じてくるのではないかと推定するわけでございます。したがいまして、新規参入者が生じましても、そのことによつて既存事業者、いわゆる新電電でございますけれども、新電電と単にシニアを奪い合うということではなくしに、新規の需要を積極的に掘り起こすという機能も出てくるのではないか。そういたしますと電気通信事業全体が高度情報社会の基盤として発展していくものと見込まれまして、そういった幹線部分への参入によりまして結果的には市内網の利用もかえってふえるというような結果になるのではないかと思つてゐるわけでございます。

今、市内通話が赤字ですか。真藤総裁お見えた
と思うのですが、四月十八日の記者会見で、「第一
二電電と競争するには、東京一大阪間などの主要
幹線の長距離電話料金を現在の三分の一くらいに
引き下げないと対抗できない。」こういう趣旨の
発言をされているわけですが、これに関連してい
るいろんな新聞で報道されているほとんどが、市内
料金は今赤字である、市内料金が赤字で長距離電
話の収入でその赤字を補てんしているのだ、こう
いうことが書いてあるわけですが、新聞が書いて
いるから電電がそう思つているというふうには必
ずしも結びつかないとは思いますけれども、市内
通話は今赤字であるという認識かどうか、伺いた
いと思います。

が、幹線部門の東京・大阪だけで新しい設備で非常に合理的なオペレーション、要するに運営をやれば、原価的には現在の電電の東京・大阪間の料金体系の三分の一くらいで技術的には操業可能であるという意味でございまして、したがいまして、それに対してどう対処するかというのがこれから先の新しい法案のもとでの私どもの仕事になります。そういうことが可能か不可能かが可能かどうかでございますが、私どもの考え方では、何とか競争ができる可能性は持つておる。現在の法案のとおりに実行できるということになれば、そういう対抗策はやっていけるんだというふうに私どもは考えております。

それから、市内の方と市外の方との収入とコストの問題でございますが、現在のやり方では、市内の方は収入とコストがバランスしていないというは事実でございます。しかしながら、現在の通話料が変わらないということと現在の私どもの経営のあり方が変わらないということを前提にすれば、市外料金を下げれば市内料金を上げざるを得ぬじやないかということになるわけでございますけれども、新しい法案のもとでは私どもの総コストを下げる可能性が非常に大きくなれていくということ、今局長からお話をございましたよう

今、市内通話が赤字ですか。真藤絶賛お見えだ

新日本エディアの利用度がどうなるか

、お次第どうぞ、ます。

卷之三

えてきますから、そのために総通話料はかかる。したがって、単価は下げるながらも総通話料がかかるために収入の絶対値はそう下げるにやつてある。そして、その収入の絶対値を下げるにやつてある。ついて下げる中で、支出の絶対値を、今度の新しい

○市川委員 おつき総裁は、市内通話についてはコストと収益とバランスがとれない、そういう表現を使っておられた。今、郵政省の方は必ずしも赤字であるとは思っていない。これはどうなんですか、市内と市外と收支がきちんと分かれていいですか。

法案にて下りてやすい状態になつておりますので、そこでバランスしながらこの長距離料金を下げる可能性が出てきているということござります。したがいまして、平面的に長距離料金を三分の一に下げなければならぬならば市内料金をただ短絡的に値上げせざるを得ないという意味ではございませんので、そのところをどういうふうに持っていくかというのが、これから新しい法案のもとでの経営の責任者としての私どもの一番大事な仕事だというふうに了解いたしておりますし、また、何とかやっていける方法があるなというふうにも考えておる次第でございます。

○寺島説明員 先ほどの総裁のお答えを若干補足をさせていただきます。
現在私どもで、収入とそれからそれにかかりますコストの関係でどうなつておるかということでは、電話、電報、加入電信、専用、データ通信と申しますこの五事業分計というのを行つておるわけでござりますけれども、電話の中で距離段階別に料金が違つておりますけれども、それぞれの距離段階で収入が幾ら、コストが幾ら、したがつてその収支がどうなつておるかということにつきましては、その計算が大変難しくうございまして、これをいたしております。今後の課題と考えておるわけでござります。
ただ、現在の状況から見ますと、現在一番安い

○小山政府委員 私どもがいただいてる資料によりますと、市外通話料の市外に要するコストと、いうものを厳密にまだなかなかつかめないわけでござります。なぜかと申しますと、古い時代から、の交換機もあつたり最新鋭の交換機があつたり、古い時代からの中継装置があつたりあるいは最新説のものがあつたりということで、コストをどう

料金でかけられます。区域内の通話の回数の分布状況から見ますと、これが大体七割を占めております。そして、三百二十キロから先のいわゆる遠距離につきましては約三%でございます。それに対しまして、収入から見ますと、区域内、一番安いところの収入は大体二割でございまして、それに

のがなかなかつかめない状態でございます。したがいまして、市外は黒字であって市内は赤字であるということに直ちに結びつけるわけにはいかないのではないかと思ております。ただ、しかしながら、今までの収益というものは、電電公社の総収入というものは個別収入ではございませんで、総原価主義でやつておるものですから、総体としてのバランスは保たれておつて、しかも、かつ相当な収益を上げているということござります。しかし、総体的に見るならば、市外通話料において得ている利益が多いということは、当然認識して

○市川委員 距離別の収入を資料要求しましたけれども、それが出てこなかつた。要するに、それをやつてない。だから、これからはやはりきつとしないといますいんじやないですか。そんな推定で、市内が赤字でございますからなんということは、民営移管した途端に言えないと思ひますね。やはり経理上のきちんとした根拠をはつきり

して、原価計算をなさって、市内は収益が幾ら、コストが幾ら、市外はコストが幾ら、収益が幾ら、そういう形で、國民にわかりやすい形できちんと出せないとしたら、全く説得力を持たないと私は思う。その点どうですか。

○真藤説明員 今、寺島総務から御説明申し上げたのがきょう今日の実情でございます。この問題を根本的にきっちりとするために、現在アメリカのAT&Tから距離別に正確に通話料等が区分ができる新しいシステムを購入することに決めまして、現在その設備に着手しておるわけございまして、この問題が具体的に議論の場に上るときには正確なデータが出てくるようになるはずでござります。この問題は、そのデータが出来まして、私どもがさらにいろいろな努力をいたしましてその結果でどう数字が出てくるか、どういうふうに数字が動くか。また、その時代になりますと、新しいメディアで通話料も、非電話のサービスもふえてまいりだと思いますので、その辺を総合しながらこの問題は解決していくなければならぬと思いますので、今すぐどうのこうのという問題ではなくいというふうに考えております。まだしばらく時間をお聞きまして、徹底的に分析できる装置を入れまして、科学的にきっちりとした数字が出てからの方針にしていただきたいと思います。

○市川委員 それは大体いつごろですか。

○真藤説明員 あと二年ぐらいしますと、大体データが出来ます。

○市川委員 私は、電話事業を含めて独占ではなくて自由化すべきだという考え方なんですが、一方にそういう強い考え方がある。特に電電の関係者の中には、郷愁というのですが、そう言つちゃ失礼ですが、電話事業はやはり新電電の独占にすべきだという御意見があるや伺つております。

て、先ほどおっしゃられたように今までとある程度違った料金、安い料金を設定しなければならない。それが市内通話の赤字を助長し、市内通話の料金引き上げにつながっていく、こういうことでございました。私は必ずしもそういうふうに考えていられないわけですが、今のお話で大体わかりました。

それでもう一点お尋ねしますが、この回線の利用として、電話的使用と電話以外の使用の区別がつくのかどうか。これは郵政省に伺いたいと思います。

○小山政府委員 今後の問題になりますとなかなか明確にお答えしかねるのですが、現状でございまして、電電公社の収入の区分が電話収入であるとかデータ通信収入であるとか、そういったとり方をしておりますので、電話とそれ以外というのはわかるのではないかと思っております。

ただ、今後の問題でございますけれども、先生つとに御存じだと思いますが、今世の中の電気通信は統合化時代を迎えております。今のように電話のネットワーク、電報のネットワーク、ファクシミリネットワークというようなことで別々にネットワークが組まれて回線網があるということではなくしに、一つのネットワークの中に電話であるとかファクシミリであるとかビデオテックス網などを統合してしまいます。そういたしましてはなに、この統合化によっては、今まで不可能な状態になってくることは今後の技術の動向として言えるものではないか、こう思っております。

○市川委員 次の問題に移りたいと思います。

新電電の料金政策、これは、民営移管、競争原理の導入という大転換、明治以来官業でやってきたものを民業に大転換する、しかも競争原理を導入する、非常に画期的な大事業だと思うのです。

それが成功するかしないかは、ある意味では新電電の料金政策をどうするかということにかかってくるのではないかというふうに私は理解をしておるわけです。要するに、先ほどの話で言えば、幹線料金を高く設定すれば第二電電は参入がしやすくなる、安く設定すれば参入が非常に難しくなる、一例を挙げればそういうふうに私は理解をしておるわけですが。ですから、この料金をどう決めるかという問題、またそれをどういうプロセスで決めるのかと、いう問題、これは非常に重要なことだと思うのです。改善も含めて経営が成り立つ、また同時に新規参入が成り立つ、競争がそこに行われていくこと、立ちたまないということでは困るし、新電電の体質が成らん、競争だけを追いかけて新電電の経営が成らぬ、これが成らぬことは困る、これが成らぬことは困ることです。まず確認をしたいと思います。

○小山政府委員 御指摘のとおりに、これから料金をどうするかということは、まさにこれから電気通信をいかなる事業でもって、いかなる形で発展するかということと非常に密接な関係があるうかと思います。ただいま先生から御指摘がありましたがとおりに、今までの料金というのは法定でございまして、国民の代表であります国会によって決めたということにおきまして、私どもとしてもそういった意味での国民的コンセンサスを得られた料金である、こう考へておいでござります。これから先は確かにおつしやられますがとお認めの料金でないというあかしをしなければいけないと思つております。そのためにも、いろいろな役目を果たしておられる有識者の方にお集まりをおいたしております電気通信審議会に諮問をい

たしまして、この間、国会で御審議いただくのと
同様の形で国民各層の御意見が反映し、その反映
されたものをもって政府で行われますところの認
可に反映していくなければいけないのではないか
か、こう思つております。

○市川委員 そこで、電気通信審議会、これは新
法で言う料金を検討するにふさわしいメンバーで
構成されていますか、どうですか。

○小山政府委員 ただいま私どもの考え方をいたし
ましては、適切な方々にお集まりいただきたい
のではないかと思っております。

○市川委員 今の電気通信審議会と、今度は新法
に移行した後の料金の諸問題を議論する場合と、これは
メンバーの適正という問題はどうなんですか。全
く疑問の余地はないのですか。今まで果たしてき
た役割とちょっと変わってくるのではないです
が、この電通審の役割が。ですから、局長がさつ
きおつしやったように、国会で議論するかわりに
電通審で議論していただく、そこで言ってみれば
国民的なコンセンサスを得られるような料金を検
討するということですから、かなり重要な役割を
果たすわけですね。もちろん、今までそれなり
の、電気通信政策の策定とかそういうことをやつ
てこられたのだと思いますが、この電通審の果た
す役割がちょっと変わってくると思うのです。変
わってきてメンバーは同じでというのはちょっと理
解しにくいのですが、その辺はどう考へているの
ですか。

○小山政府委員 現状でまず御説明申し上げます
けれども、ただいまも夜間料金の割引制度、これ
は認可料金になつておりますが、これについて電
気通信審議会で御審議いただいてるといふこと
と、それから日曜祭日の割引あるいは専用料金の
決定というようなものも電気通信審議会の御審議
を経てやつております。

ただししかしながら、今はそういう意味での良好な形
で御審議をいただき適切な御判断をいただいてい
ると私ども信じておりますけれども、これからの
役割においても全くそりあつた固定的な観念は外

さないというわけではございません。これからもより重要な役目を果たすわけでございますから、メンバーの方たちがそれに適しているかどうかについての、私たち御審議をいただく立場からもそういういた検討は常にていかなければならぬのではないか、こう思つております。

○市川委員 今まで国会という場所で議論され、それなりにガラス張りの議論が展開されたと思うのです。今度は電通審へ諮問して大臣が認可する。これは大臣に伺いたいのですけれども、そうなつてきますと、密室性という問題が起きてくると思うのですね。今まででは国会で議論されてい

た、それが今度は国会の議論が抜ける。料金法定制の持ついい面と悪い面はよく承知しているつもりです。ですから、法定制そのものを外すことは必ずしもよくないとは思つておりますが、しかしまた同時に、この料金政策というものが非常に重要であるという観点に立ちますと、密室性といふものは打破しなければいけないと思うのですね。ある程度公開制、あるいは透明度をよくする、これが新法移行後の料金決定に当たつて求められるのではないかというふうに私は思いますが、大臣のお考えはどうですか。

○奥田国務大臣 当然競争原理が働いて、料金はどんどん安くなつていいだらうという期待感を実は持つておるわけです。今度の新法においては大臣の料金認可ということになつておりますけれども、そういった意味合いで、今言われたように密室性という形はもちろん排除しなければなりませんし、透明度の高い、また、今電通審だけの審議機関では不足ではないかというような形に受けとれたわけですけれども、そういった形での透明度を増し、国民に利益が還元される、新電電あるいは新規参入あるいは多彩な二種利用の業者も含めまして、ともかく利用者に還元されて安い料金体系の中で新しいニューメディアの花も開いてもらわなければ困るわけですから、そういった意味合いでは、密室性の排除にどういう手立てがある

ある程度限度もありますから、そういうた形の点も踏まえて、また先生の御意見等もしんしゃくして、お恵を拝借したいな、決して当事者能力を發揮させようという一つの潤達な民営会社としての育成を願つて、しかも競争によつて高くするのではなくて、独占の弊を排して安くしていくといふ一つの基本方向ははつきりしているわけですけれども、今御指摘のような形でもし非常に大きな疑念、疑惑等々が持たれるとすると、これはまさに本意ではございませんので、そういう点はまた御審議の経過を踏まえてお恵をかしていただきたいなと思つております。

○市川委員 例えは基礎データの公開ですね、先ほども議論がありましたけれども、市内料金が赤字だ赤字だ、こう言つているのですが、実際それでは会計上の収支区分がしつかりしていてというふうに常識的に考えて資料要求すると、それはない。第一そういう計算をやつていらない。新聞には、市内料金が赤字です、遠距離料金で補てんしていますと、何か本当に常識化された形で出ています。しかし實際は、悪い言葉で言えばどんぶり勘定で、市内と市外の収支区分がない、これが実態だと私は思うのです。これからはそういうことは許されない。

それで、先ほど総裁も一年ぐらいのめどでとおつしゃつていましたか、そういう場合に、もちろん民間に移行されて經營上的一つの秘密かもしけません、価格をどうするかという問題は、けれども同時に新電電は、公共性という点においては今までとはとんど変わらないくらいの公共性を持つわけですから、何らかのそういう料金決定の基礎データを批判にさらす、そしてその批判に十分耐えられる、こういうできる限りオープンな形の料金決定のあり方というものが望ましいというふうに考えておるわけですが、その点についてはどうですか。

るようござりますけれども、今まででは電電公社といふものが一元的に独占で運営していたところから、総括原価というものをもつて総体的な収支というものを御説明する。それによって電電公社といふのが順調に運営されるということだが、こうしたことだつたわけござりますが、それは独占体制の中でのみできた一つの手法であつたらうと思ひます。これから先におきましてはやはり、今度は認可でございますので、認可の基準といふものを明らかに国民の皆様方にわかるような形のものをつくり上げていくことが、政府にとって非常に重要なことであろう、こう思つております。

○市川委員 独占の中でできたこととという弁明でしたが、しかしあえて反論しますと、独占であつて総体で収益が上がればいいだらうという考えは、経営の合理化とか効率化に内部努力をしていないといふことにつながるわけですから、必ずしも私は納得しないわけです。

もう一点。今の基準、これは何か公開なさいますか。公表しますか、こういう基準だという形で。それとも内部でお持ちになつてしまふのですか。何か出せるものは出す、そういう考え方ですか。

○小山政府委員 これはできるだけの明らかな形に公開すべきだらうと思います。第一には料金全体の水準でござりますけれども、能率的な経営のもとにおける適正な原価といふことが明らかになると、やはりこれは御納得いただけないのではないかと思いますし、それから個別の料金でございますけれども、これにつきましては料金の算出方法について利用者にとってわかりやすい率であるとか額であるとかと、そういうものを公表すべきであるうと思つております。無論その場合にはおきまして、総括的な水準の問題には、ただいままで余り明らかにされておりませんでした社念通念上公正妥当な利潤というのもやはり含むべきであります。そこでなければ会社といふものが成り立つまい。

り立たないのではないかと思つております。そういう意味の利潤というものも導入すべきであります。

○市川委員 わかりました。
それから認可対象となる料金の種類は、どんな種類があるのですか。

○小山政府委員 重要な料金を郵政省令で定めるということになつております。郵政省令で細かい料金の方は認可にかけない方向で行いたいと思っております。この省令につきましてはまだ決めておりませんので、ここで細かく御報告申し上げるわけにはいかないのでござることに申しわけないと思つております。

○市川委員 その辺が問題なんですね。大ざっぱに言つて、重要な料金というのは例えばこういう料金と、一つだけ挙げてください。

○小山政府委員 例えば電話で申しますと基本料、ダイヤル通話料、設備料、公衆電話料というようなものでございますし、専用料金ですと設備料、回線料というようなもの、それから DDX 網、これは大型の V.A.N の一つでございますけれども、これにつきましても設備料、基本料、通信料といったものを考えております。これを認可の対象として考えておりまして、それ以外の細かい例えば転送電話とか「でんわばん」、いわゆる本来業務に附属するサービス、こういったものにつきましては認可の対象から外していいのではないか、こう考えております。

○市川委員 料金のことを伺つたので、これはすぐの問題にはならないだらうと思いますが、いわゆるアクセスチャージと言われている接続料金は検討されていますか。新聞等では、先ほどの議論の関連で申し上げますと、第二電電が幹線に参入して新電電が幹線料金を競争上安くした、市内通話料を財源として補てんできなくなる。したがつて第二電電の市外から市内へのアクセス、接続料金を取ることによって対抗するということが言われておるわけですが、このアクセスチャージといふ問題については基本的にどういう考え方ですか。

か。
○小山政府委員 多数の事業者の中におきまして認め料金ということで料金が決められるわけでござりますけれども、その認可に至る過程におきまして、競争原理の働くところには市場価格というものが形成されまいります。したがいまして、そういう意味では料金は相対的に安くなっていくのではないかと思います。要は、そういうことによって低廉な料金という形で利用者に還元されると思います。そうしますと、通話、トライアル

クがあふることによりましてアクセスチャージを新規参入者に課す必要はないかなと思いますけれども、ただこの問題は、料金問題全体のありようとか、それからそれぞれの事業体の財務の状況全般にわたって検討いたしませんとななか結論は出ない。しかし、さしあたっての見通しとしてはアクセスチャージというものは要らないのではないかなどと考えておりますが、現時点において検討し尽くされてアクセスチャージは要らないとか要るとかということを申し上げる段階ではないという事でございます。

○市川委員 その場合、このアクセスチャージの還元方法といいますか、取る、取らないということは今決まってない。仮に新電電がアクセスチャージを取らない場合も、生まれてくる問題が一つあると思うのです。それは、いわゆる市内通話網というのは国民の皆さんに債券を買って貰々として築いてきたもの、大げな言い方をすれば国民的な資産という側面があると思うのです。そういうものを、民営に移管された新電電が特権的にアクセスチャージを取るという、取る場合はなぜ新電電が取る権利を持つのか、それを取った場合どういう形で国民に還元するのか、こういう問題が一つ。

それからもう一つは、取らない場合、第二電という新規の民間会社が、債券購入によって築いてきた市内通話網を利用することによって自分が商売で収益を上げる。今申し上げた国民的資産といふものがある企業の利益に利用させるというこ

とについてどう考えるのか、この辺のことについてはどうですか。郵政省としても恐らく検討されたと思いますが、どういふ考え方か。

○小山政府委員 アクセスチャージというものを課するということはどういうことを想定されるかと申しますと、アクセスチャージを取ることによりまして、現在出る市内料金の苦しい場面にその分を補てんしていくことだらうと思うのです。そういたしますと市内料金を低廉のままに抑えておくことができるということをございまして、アクセスチャージを取ることによりまして今市内の電話網を構築した国民の皆さん方に返還していくことになるのではないかと思いまして。

片方、今度は取らなかつた場合はどうかといふことでござります。物の言ひようにもなるのでござりますけれども、市内回線網を構築したのは、確かにおつしやるとおり加入者の拠出によって築かれておりましたことは事実でござりますけれども、また同時に、市外通話をすることができるのも市内回線網があるがゆえでござります。したがいまして、そういう市外通話を利用する立場の人も結構市内網の加入者ということで利用することになりますれば、結果としては利用といふことになりますね。(○四五)非常に近いのに市外通話になりますね。○四五あるいは横浜からだと(○四五)かけないとから、神奈川県を例に挙げますと、川崎と横浜は非常に近いのに市外通話になりますね。○四五ですが同じ都内電話でかけられる。しかし、三多摩の方へ行きますと市外扱いになる。今の技術水準から見れば、東京全域を一本の市内区域あるいは神奈川県を含めて首都圏を一本の市内区域にすることはそう難しいことではないのではないか。そういう努力の中で新しい需要というものを掘り起こしていく。それだけがすべてではありませんが、そういうことも一つの市内通話の収益改善につながつていくのじやないか、こんなことも考えるので、電話事業を新電電が独占で持ち続けるべきだというこの意見について、総裁は端的にどういふうにお考えですか。

○眞藤説明員 これから先のいろいろな技術の進歩、それに伴ういろいろな種類の新しいサービスの導入、またそれがこれから先の世の中のいろいろな動きに対しても重大な影響を及ぼすということは、間違いない変化の傾向だというふうに私どもは考えておりますが、そういうふうな状態の中

ずっと公共性を持ち続けるといふことが一方に問題とあるといふことがあります。

総裁、正直言いまして、電話業務、電話事業は

新電電に独占させろという意見は、私の聞いた範囲では電電サイドに強い御意見としてあるや聞いております。しかし、電話業務を新電電が独占するということは、先ほども話が出ておりましたけれども、これらの将来を考えた場合に、何が電話の使用で何が非電話的使用かということは非常に区別が難しい。恐らく技術的にそんな区別はつかなくなってしまう。そうなりますと、せっかく思いつけてVANの方の自由化を図ったのに、そちらの自由化の方まで不自由になつてくるといふおそれもあるし、市内通話が板に赤字だとしてでも、総裁もおつしやつておるようなグループ料金ですか、神奈川県を例に挙げますと、川崎と横浜は非常に近いのに市外通話になりますね。○四五あるいは横浜からだと(○四五)かけないとから、東京二十三区内は非常に面積が大きいのですが同じ都内電話でかけられる。しかし、三多摩の方へ行きますと市外扱いになる。今の技術水準から見れば、東京全域を一本の市内区域あるいは神奈川県を含めて首都圏を一本の市内区域にすることはそう難しいことではないのではないか。そういう努力の中で新しい需要というものを掘り起こしていく。それだけがすべてではありませんが、そういうことも一つの市内通話の収益改善につながつていくのじやないか、こんなことも考えるので、電話事業を新電電が独占で持ち続けるべきだというこの意見について、総裁は端的にどういふうにお考えですか。

○市川委員 ことほどさように、この法案をずっと読んでいきますとそこらじゅうで突き当たる問題は、要するに民営移管されても新電電はどうでも公共性はぬぐい去れないということですね。

を持つておるということは非常に大きな障害になるんじゃないかるうかというふうに考えておりま

す。やはり今この法案を出しておりますように、まずここでは、独占というものは残さないで、それで不合理なことが出てこないよう私どもがどう対応するか。どう法案が変わればどう新規参入が入れてまいりましても、大部分の電気通信事業をするといふことは、先ほども話が出ておりましたけれども、これらの将来を考えた場合に、何が電話の使用で何が非電話的使用かということは非常に区別が難しい。恐らく技術的にそんな区別はつかなくなってしまう。そうなりますと、せっかく思いつけてVANの方の自由化を図ったのに、そちらの自由化の方まで不自由になつてくるといふおそれもあるし、市内通話が板に赤字だとしてでも、総裁もおつしやつておるようなグループ料金ですか、神奈川県を例に挙げますと、川崎と横浜は非常に近いのに市外通話になりますね。○四五あるいは横浜からだと(○四五)かけないとから、東京二十三区内は非常に面積が大きいのですが同じ都内電話でかけられる。しかし、三多摩の方へ行きますと市外扱いになる。今の技術水準から見れば、東京全域を一本の市内区域あるいは神奈川県を含めて首都圏を一本の市内区域にすることはそう難しいことではないのではないか。そういう努力の中で新しい需要というものを掘り起こしていく。それだけがすべてではありませんが、そういうことも一つの市内通話の収益改善につながつていくのじやないか、こんなことも考えるので、電話事業を新電電が独占で持ち続けるべきだというこの意見について、総裁は端的にどういふうにお考えですか。

○市川委員 それでは問題を次に移したいと思います。

データ通信本部、今回の新法では分離といふことはなつておませんが、六分割とかデータ通信本部の分割とか、いろいろ議論されたと思います。将来の方向として、データ通信本部の分離問題は、郵政省はどういうふうに考えておられるの

ですか。

○小山政府委員 データ通信部門、特に設備サービス事業、これは完全に競争原理が働く部門でございます。したがいまして、公正な競争条件の整備、これがない場合におきましては非常に不合理な状況になろう、こう思つております。そういう意味では、新しい事業体から分離、独立させること、ということはこういった要請にこたえることでございまして、非常に明確な形での一つの手法であらうとは思います。

ただ問題は、そういうた一つの非常に割り切った形ができるということと、現在現実に多数の御利用の皆様がいて、その方たちが現に電電公社のサービスを受けている、こういった場合において、現実的な処理というのを考えなければいけないんじやないか。それから事業体の方から見ましても、これは一にかかる労務問題と非常に深くかかわってまいります。現にそこに従事している非常に多数の職員がいるわけでございます。そういたしますと、これは硬直的に法律事項というよういうことで規定をいたしまして直ちにこれを分離するということよりも、むしろ新電電会社がいろいろな彈力的な経営ができ、そういうた当事者能力を持つ、その当事者能力を持つ中において合理化の強いインセンティブを働かせるということです、電電、新電電が経営執行の問題としていろいろ判断していく、それを待つべきであろう、こう考えております。

○市川委員 たしか、五十七年七月三十日の臨調の第三次基本答申では、データ通信設備サービス部門の分離ということがうたわれていたと思うのです。電電は、経済学で言うガリバー型寡占になれるおそれがあるわけですね。ですからもつと身軽にしたらどうか、スリムにしたらどうか。データ通信本部というのは、ちょうど今おっしゃられたように競争原理が一番働くところですから、分割して、競争原理の働くところへ出して、もちろん身分の、年金等の問題は法案できちんと保障されておると思いますから、分離という方向は将来

の課題としてはやはり考えなければならないのじ

かないかと思いますが、答弁、変わりませんか。

○児島説明員 それなら総裁の方の、電電の方の御意見を伺いたいのです。分離についてどうお考えが

な状況になろう、こう思つております。そういう意味では、新しい事業体から分離、独立させること、ということはこういった要請にこたえることでございまして、非常に明確な形での一つの手法であらうとは思います。

ただ問題は、そういうた一つの非常に割り切った形ができるということと、現在現実に多数の御利用の皆様がいて、その方たちが現に電電公社のサービスを受けている、こういった場合において、現実的な処理というのを考えなければいけないんじやないか。それから事業体の方から見ましても、これは一にかかる労務問題と非常に深くかかわってまいります。現にそこに従事している非常に多数の職員がいるわけでございます。そういたしますと、これは硬直的に法律事項というよういうことで規定をいたしまして直ちにこれを分離するということよりも、むしろ新電電会社がいろいろな彈力的な経営ができ、そういうた当事者能力を持つ、その当事者能力を持つ中において合理化の強いインセンティブを働かせるということです、電電、新電電が経営執行の問題としていろいろ判断していく、それを待つべきであろう、こう考えております。

○市川委員 たしか、五十七年七月三十日の臨調の第三次基本答申では、データ通信設備サービス部門の分離ということがうたわれていたと思うのです。電電は、経済学で言うガリバー型寡占になれるおそれがあるわけですね。ですからもつと身軽にしたらどうか、スリムにしたらどうか。データ通信本部というのは、ちょうど今おっしゃられたように競争原理が一番働くところですから、分割して、競争原理の働くところへ出して、もちろん身分の、年金等の問題は法案できちんと保障されておると思いますから、分離という方向は将来

対してある意味では非常に強い立場行使することになるのじゃないですか、第一種と第二種と両方持っているのですから。しかも、民間参入の方

は全く技術的な成果、蓄積、教訓というものを持つてないわけですね。しかし電電の方は、データ

通信本部は長い間の技術開発、技術研究の成果、蓄積、教訓というものを持っているわけです。しかも第一種とセットである。ですから、民間参入のVANとの競争を考えた場合には、これだけの大転換をしようというときですから今すぐというの無理かもしれません。それはよくわかるのですが、将来の方向としてはやはり分離ということを考えるべきではないか、こういうふうに考えているわけですが、どうですか。今総裁が手を挙げられたから、総裁にひとつ伺いましょう。

○真藤説明員 今先生が御意見をお述べになつたように私ども考えておりますが、今児島が申しましたように、今すぐというわけにはやりかねると思います。もちろん私どものデータ事業本部もいろいろな種類の仕事をやっておりますので、あれをこつそり全部というわけにはまいりませんで、やっております専門の技術ベースにいろいろ考えていかざるを得ないというふうに考えております。

○市川委員 そこで、電電というか郵政省という各企業に比べると非常に小さい、数々しか占めています国内におけるシェアといいますのは、民間には、データ通信本部が今まで蓄積した技術、研究成績はやはり民間にある程度開放してほしい、こういう要望が強いわけですが、この点についてははどういうお考えですか。まず郵政省に伺いましょうか。

○小山政府委員 今後の新電電株式会社は特別法によります特殊法人でございまして、当然国としての施策を遂行する責務を持つているわけでございまして、そういう意味におきまして、日本全體の電気通信の技術レベルをアップするための一つの責務といいうのはあるかと存じます。したがいまして、できる限り蓄積されたそういう技術

が上がるということにしていただくことが大事ではないかと思っております。

○市川委員 電電の方はどうですか。

○児島説明員 ただいま郵政省側から御答弁ありましたように、公開をしていきたいと考えております。

次に、外資規制の問題を伺いたいと思います。第一種の方が特別二種と一般二種と分かれています。特別二種に最初外資の規制が入つておりました。あるいは外国政府の参入を外すというのもたしかに入つたと思います。これが国会に出された法案では外されておりますが、外した理由は何ですか。

○小山政府委員 初め、特別第二種といいうのは不特定多数の方々に利用いただく第二種の電気通信事業といふことでございまして、その影響するところは非常に大きいと考えまして、外国の通信業者に独占されてしまうことのないようにといふことを配慮いたしました。ただ、しかしそのときの配慮の中でも、そういうおそれのあるときには許可しないことができるということで、初めから許可しないとは書いてなかつたわけございません。そのような場合には許可しないことができるという想定だったわけなんですございます。

ただ、しかしながらいろいろ考えてみると、そのような形で門戸を閉ざしておくのがいいか逆に、競争原理を導入したということは、日本の電気通信が外國勢によつて席巻されない限りは、むしろ競争原理のもとに切磋琢磨してお互いに外國勢とも渡り合つて一つの発展を遂げいく方がいいのではないか。現実に電信電話公社のこれに對します技術力といふもの等を見ましても、必ずしも外國勢に劣るものではない。それから、從来のこういった技術革新の道程といいますかプロセスを見てまいりますと、日本の電気通信メーカーといいますが、こういった方たちの技術対応力と

Nというふうなものでございまして、現在言うところのいわゆるデータ部門を切り離すことが果たして通信とデータというものを離すことになるのかどうか、これは技術的に相当疑問がございまして、非常に謙虚に検討させていただきましたが、なかなか難しいということが一つござります。

それから、私どものところで今データに携わつておりますのは、最近スリム化いたしまして大体九千名ぐらいおりますが、これらが扱つておられます国内におけるシェアといいますのは、民間に比べると非常に小さい、数々しか占めません。したがつて、臨調答申どおり分離するかどうかについてはさらに検討させていただきたいと思います。

○市川委員 今ここでそれ以上お答えを求めておただいて真摯に検討したいというふうに考えておただいておられます。新電電は第一種と第二種の両方を

持つわけですね。民間の新規参入のVAN業者に

いうのは世界一の対応力を持っているというような経緯を考えますと、むしろ内外無差別にして、それによって公正な競争を進めて、そのことによっても外國勢に日本の通信系統を奪われるということは決してないのではないかと考えまして、それならばむしろ競争原理を導入した形で市場価格というものを導入し、さらにその技術水準も高め方がいい、こういうような判断になつたものでございます。

○市川委員 これは郵政省に聞くより通産省に聞いた方が本当はいいのでしょうけれども、いみじくもおっしゃつたように、許可しないのじやなくて、許可しないことができる、その程度の条項だつたのですから、本来は残すべきだったのじやないか、こういうふうに私は考えます。

実際問題、アメリカでも、これはもう皆さんが方が詳しいと思いますが、VANについては、一九七〇年代、FCCのいわゆる監視と保護のもとに置かれて、ATTとかIBMのVANへの参入を許さなかつた。こういう時代がたしかあつたと思うのです。いかがですか。

○小山政府委員 お説のとおりでございます。

○市川委員 ですから、アメリカでさえも、ATTとかIBMの力がVANに出てくるとVANが育たない、ATTやIBMの独占になつては困るということです。FCCが監視し保護した。いよいよそういう時代になつたわけです。日本はまだVANが、アメリカに比べれば生まれ落ちた赤ちゃんみたいなものです。結体の技術は持つてゐるのかもしれません、VANということに関してはまだそんなに経験がないわけですから、生まれ落ちた赤ちゃんがもう海千山千の者と闘わなければならぬ。ですから、永久に外資を規制しろといふことではなくて、アメリカでさえもやつたくら

いなんですから、少なくともVANが自由化され民間のVANが一定の競争力を持つに至る年限くらいまでは外資の規制をする、これはだれが考えても当然の考え方ではないかと私は思うのですが、そういう意味でこの点は非常に納得がいかな

い。そういう点について、郵政省はATTとかIBMに十分競争できる、対抗できる、こういうお考えですか。

○小山政府委員 電電公社は、今まで現にVAN事業をやつていただけでございます。ただ、これは通信法上民間に広く開放できないということをございます。

それから、確かにIBMとかATTというものが詳しいと思いますが、VANについては、いかがですか。

○市川委員 これは規模も非常に大きうございます。しかしながら、この事業も、昨年から初めてこれに参入することになったわけでございまして、そういう点からいきますと、大型VANということになりますとスタートの時点はそれほど変わってないのではないか。きめの細かい中小企業VANというものは別でございます。したがいまして、大きな形でのVANというものは、例えばAIS-NET一〇〇〇というのがありますし、INというようなネットもありますけれども、実はまだアメリカでも完成の段階に至つてないということを聞いております。

○市川委員 お説のとおりでございます。

○市川委員 これは予見の問題ですから、絶対的なものではないと思うのです。あくまでも予見であります。外國勢にやられるおそれもあるし、あることは大丈夫だという予見の問題だと思うのです。ですから、少なくとも移行措置というものをとるべきだったのではないか、こう思うわけです。これは通信委員会ではありませんから論争はあえて避けますけれども。

〔委員長退席、戸塚委員長代理着席〕

そこで伺いますが、VANは経験がなかつたわけではない、電電でやつてきたのだ、こうおつしやいますが、電電の四兆円の収入のうち、VANの収入はたしか三千億くらいでしょ。ですか

ら、そんなに大きな事業でやつてきたわけではありません。現在、電電公社でやります全銀ネット

いのではないかと思うのです。そこでお伺いしますけれども、外國政府が特別二種をやりたい、こうなつた場合に、政治体制のいかんを問はずこれ

はオーケーしますか。

○小山政府委員 ここで特定の国の名前を挙げるのは項目として拒否できないものであるならば制度上はできるということをございます。

○市川委員 ここでは特定の国の名前を挙げるのではなくて、政治体制のいかんを問はずといふことで伺つたわけですが、これも非

常に問題を含んでいると思うのです。それを指摘しておきたいと思います。

次に、特別二種と一般二種。外資の規制がついているときは特別二種と一般二種に分けた意味がかなり鮮明にあつたと思うのですが、外資規制が外れてしまふと、なぜ特別二種と一般二種を分けなければならないのか、これが非常に理解に苦しむわけです。事業法の二十一条で言う「政令で定める基準を超える規模であるもの」、この「政令で定める基準」というのはどういう基準をお考えになつておられるのですか。

○小山政府委員 まず種類の方でございますが、不特定多数であり、かつ全国的、基幹的なものが特別第一種としておりますし、回線数としましては一千二百ビット換算で五百回線ということを一応想定しているわけでございます。

○市川委員 その五百回線の数え方ですが、例え

ば東京一大阪一福岡、幹線がありますね。東京に二百、大阪に二百、福岡に百を持つたとします。五百の中にはその幹線も数えるのですか。

○小山政府委員 一番わかりやすい御説明を申し上げますと、ただいま全銀ネットというのがございます。特定の銀行の名前を挙げるのもどうかと思いつたといたしますと、そのメーンになりますコンピューターが一回線になるわけでございまして、

一百支店があるから二百の端末というわけではございません。現在、電電公社でやります全銀ネット

とは、不特定多数ではございませんから特別第二種にはならないのですが、特定の方のネットでございます。ですから、端末回線一回線となりますと、支店を四百持つてゐるものであつても一端末といふ換算になるわけでございます。

○市川委員 それは要するに幹線は数えないわけですね。計算には入れてないのです。それを聞いているのです。

○小山政府委員 幹線は数の中に入れておりません。

○市川委員 そうすると、要するに顧客の数といふことですね。それとも違いますか。今の全銀ネットで言うと、一つの銀行単位ですから顧客の数

ということになりませんか。

○小山政府委員 必ずしもならないわけでござりますけれども、大体準じております。私どもちら

うど郵政省に勤めておりますから郵政省の郵便貯金のネットを考えますと、あれのマスターになります地方貯金局というのは恐らく全国九ヵ所だつたと思います。そうすると、一つの加入者である

けれども九つの回線を持つという形にならうかと思います。

○市川委員 なぜ五百なんですか。五百回線といふ数に何か合理的、具体的な根拠があるのですか。

○小山政府委員 全国的な規模であり、かつ、いつも加入できるというようなことでございます

けれども余り低くいたしますと、特別第一種による規制が強くなり過ぎる、さりとて全国的な意味での

第一種に次ぐような影響力を持つものについて何

もスケールの小さいVANと同じようにしておく

ことを第二種として均衡を欠くというところでござります。

○市川委員 三十四条で「正当な理由」というこ

とを言つております。例えば今までと山間僻地でも電話を引いてほしいという場合は、これは

引かなければならなかつたと思うのですが、もし民営に移管して新電電になつた場合、コスト主義というか経済原則というか、そういうもので働いて、コストに合わない、ですから拒否します、これは正当な理由になる、こういうことなんですか。非常に不便なところに家を建てた、電話を引いてほしい、しかしそれはコストに合わないからだめだ、そういうことも正当な理由になるのかどうか、その辺の考え方はどうですか。

○小山政府委員 第一種事業者は、事業に参入する場合にその条件といたしまして、提供地域といふものを作りから決めてまいります。そういう場合におきましては、第一種事業者が、業務区域内で役務の提供を申し込んだ場合においては提供を承諾しなければならない、こういうことでござります。

○市川委員 今やっている一〇四番とか一〇番とか一九番あるいは福祉電話とか、こういうものの扱いはどうなるのですか。

○小山政府委員 御質問の趣旨、今電電公社でやつてあるサービスはどうかと、こういうものを承諾しなければならない、こういうことでござります。

○市川委員 第一種の民間の新規参入のことなんですが、幹線に参入するということを考えたとしても、新しく土地を買い、光ファイバーなり何なりを敷設する。土地を買うということは非常に不可能で、恐らく借りるということになるんだろうと思いますが、それでもかなり大きな資本力を必要とすると思うのです。そういうことから考えますと、今新聞紙上で言わされている道路公団とか国鉄とか東京電力とか、既にそういう敷地を持つているところ、あるいは回線を持っているところ、そういうところの敷地なり何なりの提供を受けて始める。それにしても非常に大きな資本力が必要になる。したがつて先着順というか、公共的などころが先着順で決まつてしまふのではないか、こういうことも言えなくはないと思うの

ですが、その辺についてのお考えはどうですか。

それから、例えば東京一大阪といふものに問題を限つた場合、これは何社も認めるわけじゃない

んでしよう。東京一大阪に新規参入で第一種でや

りたいと言つてきた場合に、これはこの法案で言

う設備の過剰というところに引っかかるてくるの

かなと読んでいたのですが、何社でもオーケーと

いうことじゃないんですね。その辺はどうです

か。

○小山政府委員 新規参入がどういうところから入つてくるだらうかという最初の御質問でござりますけれども、これは諸外国と申しましてもイギリスにしか例がないのでござりますけれども、イギリスの例を見ましてもやはり鉄道沿線といふものを利用していくというようなことでございまして、鉄道とか高速道路の沿線に光ファイバーリンを建設していくというのは一番入りやすい参入の仕方だらうと思います。ただ、無論これから宇宙開発政策もいろいろ関係いたしますけれども、

いまして、第一種電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めると

は、当該第一種電気通信事業者に対し、利用者の

利益又は公共の利益を確保するために必要な限度

において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。」ことなのです。

これはどういう意味ですか。平たく簡単に言つて

くれますか。

○小山政府委員 一番典型的な例が、専用回線を

借りまして電話だけのサービスを割安にするとい

うことでござります。例えば東京一大阪間に専用

回線を借りると、専用料といふものは非常に安

いわけでございます。それを借りまして特定のお客さんに電話だけのリセールをするというよう

場合におきまして、それが第一種電気通信事業者

の事業に、全体の収益とか全体の支出に影響がな

い場合はどうということはないでござりますけ

れども、これが経営そのものまで影響を与えて、実態上として電話設備を施したものは赤字で

ありますと、転用不可能な過大な設備をして結果的に

利用者の負担につながるということは避けなけ

ればならないことだらうと思います。これは電気

事業におきましてもガス事業におきましても同様

のがいつも考えられなければならない。そういう

場合におきましてもガス事業におきましても同様

の配慮がなされているわけでございます。そうい

う意味での新規参入というものに対する結果論としての加入者への負担というものは当然考えた

形でこういったものは判断していかなければなら

ないのじやないかと思っております。

○市川委員 そうなるとやはり先着順という感じ

になるわけです。ここに問題が一つあると思うの

ですが、残り時間がありませんので三十七条に、

こういうときは大臣が「業務の方法の改善その他

の措置をとるべきことを命ずることができる。」

こうなつてゐるのです。その中で一番最後のとこ

ろ、これは日本語として非常にわかりづらい難解

な文章なのですが、「第二種電気通信事業の経営

によりこれと電気通信事業者に係る需要を共通とす

る第一種電気通信事業の当該需要に係る電気通信

回線設備の保持が経営上困難となるため公共の利

益が著しく阻害されるおそれがあると認めると

は、当該第二種電気通信事業者に対し、利用者の

利益又は公共の利益を確保するためには必要な限度

において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。」ことなのです。

これはどういう意味ですか。平たく簡単に言つて

くれますか。

○小山政府委員 そうすると、せつかく第二種の人が知恵と才覚

を使って競争原理を働かしてやろうというので、

ここは大臣の力にすがつて何とかやつてもらお

う、この箇所がこういうふうにも読めてならない

わけです。

そうすると、せつかく第二種の人が知恵と才覚

を使って競争原理を働かしてやろうというので、

電に競争の刺激を与えようとして頑張った、頑張

つて褒められていいのにちょっと待てよという形

で頭をたたいてしまう、そういうことが果たさ

れませんか。

○小山政府委員 ただいまの先生の御質問の前提になりますところの新電電でござりますけれども

法的には一応想定はいたしておりますけれども

も、新電電がこのよう状態になるということは

実際問題としてはあり得ないことはないかと思

っております。ただし、これは第一種電気通

信事業でござりますので、新たに参入した第一種

電気通信事業者がその回線をほとんど第二種の方

によつて脅かされるということはあり得ることで

あります。したがつて、これは新電電

電会社だけを想定したものではないということを

御理解いただきたいと思います。

○市川委員 もちろん新電電だけを想定したもの

ではないのですが、しかし、新電電を想定して入

れたというのが本音じゃないですか。新規参入の

業者は恐らく自分で両方やつてしまふのではない

かと思うのです、そんなおつしやつたような専用

回線の問題は。

○市川委員 そういうふうに理解したのですが、第一種の事業者が回線役務を提供する、それを受けた第二種の人があついろなことをやるわけですね。VANをやるあるいは電話業務をやるかもしない。せつかくこれから競争原理を導入してやうというのに、言ってみればガリバー型寡占、

○小山政府委員 新電電だけを想定したものじゃございませんということで理解いただきたいと思
います。

○市川委員　この問題はそうだとは言えないと思
いますね。

次に、大きな問題として株の問題があると思うのです。スタートの時点は政府が一〇〇%出資する、行く行くはこの株を公開する。この辺の株の公開と、どう問題は非常に重要な問題だと思うわけ

新聞紙上では、売り出したらすぐプレミアムがついて四十倍の価格に上がるのじゃないかと言われているわけですが、新電、民間に移管さ

されたにせよ、長い間国民的な協力のもとにできたもの、したがつて先ほど申し上げましたように公共性というものがどこまでいつてもつきまとう。

国民が債券を買って電話網をつくってきた、そういう意味では国民的な資産。それが民間に移され、株が公開されて、何か特定の人が株の売買で利益を得るような形の売買は絶対あってはならない、

どういう基準で株を公開していくのか、あるいはそれを何とか形の見直しや統合によって行なうことであると思う。そういう意味でこの株の公開は非常に重要だと思います。

は特定の、相手を公共的なものに限定していくのか、それともそうでなくて一定の条件のもとにオーブンでやっていくこうとしているのか、その辺は

どうですか。今ここですぐ細かいことまで答えるよりも無理だらうと思いますが、大槻の考え方として株の公開という問題についてどういう基本的な考え方があるか、伺っておきたい。

○小山政府委員　電電の株が政府保有になるメカニズムをうかがふるが、これよどぎも思ひます。

ニスムでござりますけれどもこれにます電気公社が新電電に現物出資をいたしました。それで株券を電電公社が受け取るわけでございますが、同時に

に電電公社はそれによつて消滅してしまつたのでございまして、この株券が政府に所属していくる、こういうことでござります。

それではこの様をどうやって公開していくかと

いうことでございますが、まず形式論といたしましては、国会の御承認を得なければ公開できないという前提がまずございます。それでは具体的にどうやつていくかということをごぞいますけれども、はつきり言つてまだ決まっておりません。決まっておりませんので申し上げるわけにいかない。ということは、申し上げる段階になつていなし。このことは、申上げる段階になつていなしといふことをおわびしなければいけないわけでござりますけれども、ただ問題といたしましては、一般会計の赤字を補てんするために民営化を行ふものじやないんだというような御意見とか、それから先生御指摘のように、資産形成の経緯にかんがみますと、株式売却利益の収入とよいのは今までの資産形成にいろいろ寄与あつたところにも使われるべきであろうというような御意見というものは非常に有力な御意見として、これからいろいろな関係各方面との接触には力を入れていきたい、こう思つております。

は言つてみれば第三者的な立場で、ある場合は新電電をしかり、ある場合は民間参入者を抑えつづいたのでは本当の意味での公正な行政は確保できないのではないか、あるいはそれが高じてＫＤＤ事件というようなああいうことを引き起こさないとも限らないのではないか、こういう危惧を持つわけですが、この天下りという問題について、大臣、何かお考えはござりますか。

○奥田国務大臣 今度の電電の民営化という形の基本的な方向は、ともかく新しいコンピューター技術なり通信技術の一大革新によつてまさにメディア利用の多彩な、そういうた時代の入り口に立つておる。こういう時代になつてきめの細かいサービスを利用者が還元するためには、今のようない元体制ではとてもそういう細かいサービス面は行き届かないだろう。はつきり言うと、今までの十車線や二十車線程度の道路から、デジタルケーブルと申しますが、そういうた形の技術普及によつて一遍に何千、何万車線というような巨大な回線網を持つわけですから、それはやはり利用する人がうんと出てもらわなければいかぬ。そういった意味合いで、まさに新しいメディアの時代を迎えた画期的な改革法案だらうと思います。

特に、御指摘のよう、活力を保持してもらつて競争原理の中で国民に低廉な、しかも良質なサービスをやつてもらわなければいかぬときに、役人の古手のたまり場みたいに新電電の会社がなつたら、これこそ国民の指揮もさることながら、とても許されることではございません。したがつて、そういった意味合いで、おいて從来言われておるような新しい競争原理に耐え抜く会社になつてほしいという願いを込めての今度の法案、それが新しい会社にいわゆる天下りというような形で先生方の御指揮を受けることがないよう私も十分注意してまいりたいと思つております。

○市川委員 何か郵政省として内規というのですか、公にできるものを持たないと、行く行くは天

下りというのは起きてくるのじゃないですか。天
のもののが絶対悪いとは思つておりません。
それなりに優秀な方が官僚でいらっしゃるわけで
すから、その優秀な頭脳を民間で生かそうとい
うのはわかるのですけれども、ただ今回の法案で郵
政省と新電電という関係を考えますと、これは天
下りが起きると非常に悪い関係になつてしまふの
ぢやないか。ですから郵政省は厳しく自己規制を
しなければいけないのぢやないか。そうしない
と、みずから公平な審判役を放棄することになる
と私は思う。そういう意味で何か具体的な基準を
つくるべきだというふうに思います。が、大臣、も
う一度御答弁いただけますか。

○奥田国務大臣 これは後で議事録にも残ること
でござりますけれども、今言われたように天下り
が全部悪だというような見解は持つておりますせ
ん。ただ、むしろ新電電の場合人材も豊富です
し、しかもこれから技術力の蓄積度も含めて恐
らく世界に誇るべき大企業だ、超巨大企業だと私
は思います。しかし、むしろ郵政省の人材が生か
されるならば、この新電電に対抗でき得るような
会社のところに行つて、競争原理とその活力をう
んと生かすというような人材の新しい活用面に、
そういう形で合意が得られるというときには天
下りも必ずしも悪ではなからうと思つております。
しかし、民営化された新電電は人材は技術面
とも多士済々で、そぞそ郵政省からの天下りと
いうのは必要はないと私は思つております。

○市川委員 民営の方も何かと郵政省と許認可等
でかかるわけですから、趣旨はよくわかるので
すけれども、少なくとも本當はFCCみたいな行
司役が本来いた方がいいんですね。中立的な第
三者による独立の行政機関で競争原理が本当に働
くことですから、やはり自分みずからを厳しく律
しぬければうまくいかないのぢやないか、このこ
とを申し上げておきたいと思います。

それから、この法案を読んでいて出てない問題

なんですが、前に共同使用とか他人使用とか非常に面倒くさい規定がございましたよね。例えば共同使用でいうと、業務上の緊密な連絡があるとか資本の出資関係がどういう関係であるとか、メッセージシステムはだめだとか、いろいろな規定があつたわけですけれども、かつて言われたような共同使用とか他人使用というのは今回の法案で全部自由、こういうふうに理解してよろしいわけですか。

○小山政府委員 そのように御理解いただいて結構でございます。

○市川委員 それでは大臣に先ほどの件もう一度お願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○奥田国務大臣 公平な第三者機関として公正な通信行政を推進していくという基本原点に立って処理いたしたいと思います。

○片岡委員長 和田一仁君。

○和田(一)委員 総務省の設置法改正の具体的な質問に入ります前に、私も、けさ新聞に出ておりました実用放送衛星ゆり二号a、これがどうも予定どおり電波を出せないという報道がございまして、これについて先に御質問させていただきたいと思います。

このゆり二号aですが、國民はこの十一日から実用放送が開始される、こういう期待を持って眺めておりましたし、待つておつたし、また同時に、これが実際にこれから新しい高品位放送でありますとかその他の新しい放送媒体として非常に大きく活躍する、こういう期待を持つておつたにもかかわらず、この衛星放送がどうも思うようにいかないでわざか一系統だけの放送に終わる、こういったような報道でございます。これについて、新聞に大方は出ておりますけれども、それ以外のことがありましたらまずお教えいただきたいと思ひます。

○鶴政府委員 お答えいたします。

ゆり二号aにつきましては、昨日新聞発表いたしましたして本日の新聞記事に出ているところでござ

いますけれども、御指摘のように、三系統ござい

ました中継器のうち一つの系統は三月の末以来調子が悪かったわけでございますけれども、この五月三日にR系統と我々称しておりますものにつきましてもふやあいが生じてまいったわけでござい

ます。最初に生じましたA系統のものと今回生じましたR系統のものは、異常の出てきております現象においては相違がございます。しかしながら、いずれにつきましても我々関係者、原因究明に全力を挙げておりますが、今の段階では何が原因かということを究明するに至っていないという状況でございます。したがいまして、三系統のうちの二系統を使いまして放送する予定でございます。

したけれども、五月十一日の実用放送の段階では一系統による放送しかできないというのが現状でございます。

いずれにいたしましても、この原因の究明に全力を挙げますと同時に、不調になつておりますものにつきましても、何とか回復の努力をということで関係機関とともに協議をいたしているところでございます。

○和田(一)委員 この衛星は宇宙開発事業団の打ち上げであると思うのですが、これをNHKが引き渡しを受けた時点では、さつきの御答弁では四月二十一日というふうに伺いましたけれども、このときにはもう既に一系統はおかしい、こういうことであったわけですか。

○鶴政府委員 宇宙開発事業団からの引き渡しは御指摘のよう四月二十一日でございます。そのときは一つの系統、A系統と称しておりますものにふやあいが発生していた状況でございました。

なお、昨日発表いたしましたものにつきましては、五月三日にそういう異常な現象が生じたということです。

○和田(一)委員 そうしますと、試験放送をやらうということに変わってしまったわけですねけれども、残っているのはB系統ですか、これの信頼性というものはあるのでしょうか。

○鶴政府委員 私ども、宇宙関係のことにつきま

してはこれまで、特に放送衛星につきましては世界で初めての実用放送であるということで、十分慎重な対応、検討をしてまいつたつもりでございます。郵政省といたしましても特に宇宙開発事

業団の開発努力に大きな期待をいたして、いろいろな準備をされましたが、その中で今回こういう事態が生じたわけでございますが、先ほど申しましたように、残ります系統は我々B系統と称しておりますのでございますけれども、これはA系統あるいはR系統に生じましたような状況は現在出ておりませんし、これからも出ないだらうとうことを私どもは強く期待をしているところでござります。

○和田(一)委員 これは、いわゆる星の中継器の故障のようですね。片方は、A系統の方はヒューズが非常に敏感に作用する、砕けて言えばそういうふうな故障のようだ、それからR系統の方は、電源が入るけれども、その電源が入つたためにどうも過剰に流れ正正常電波を出せない、こういうようなんですが、B系統というのはどういったAやRの原因とは全然違うシステムになつていています。

○鶴政府委員 中継器といたしましての機能は全く同じでございます。A、B、Rという名称はつけてございますけれども、いずれも機能は同じと聞いております。ただ搭載をいたしますにつきましては十分テストを重ねた上で搭載をし、打ち上げをし、そしてまたその打ち上げした状態の中で、静止軌道に乗りましてからもテストを続けていたということ、ただ搭載をいたしますにつきましては十分テストを重ねた上で搭載をし、打ち上げをし、そしてまたその打ち上げした状態の中で、静止軌道に乗りましてからもテストを続けていたということ、ただ搭載をいたしますにつきましては十分テストを重ねた上で搭載をし、打ち上げをし、そしてまたその打ち上げした状態の中で、静止軌道に乗りましてからもテストを続けていたと

いうことでございます。そしてそのテストの中でA系統とR系統に御存じのようふやあいが生じたわけでございます。それは現在全くそういう現象は生じていないということでございます。

○和田(一)委員 このサテライトの故障を起こした中継器というのは国産品ではないですね。これはアメリカの、GE、ゼネラル・エレクトリック社の製品ですか。

○鶴政府委員 トランスポンダー、中継器と称しておられますものは、ゼネラル・エレクトリック社のものでございます。それからその中にございまして、そのうち六割ぐらいをNHKが負担をしますね。その2bは、同じものを上げるとすれば同じような故障がまた起きる可能性が十分あるわけなんですけれども、これの打ち上げについてはどんなふうな計画であるのか。

それについて、早く打ち上げなければ、一号があなんだから早く予備機を動かせるというのが本来なのですが、それができるのかできないのか、時期はどうなるのか、その辺も伺いたいと思

い
ま
す。

○鶴政府委員 まず保険の関係でござりますけれども、打ち上げ保険というものがござります。これは打ち上げ時から九十日間ということで保険の対象にいたしたわけでございますが、それが四月二十日までございました。その後、寿命保険というものが考えられるわけでござりますけれども、この打ち上げ状態の中で先ほど申しましたA

演じを受けるときにやはりその辺は——お話を
ると、一系統おかしかったということがこのと
に既にわかつていながら寿命保険の方も掛け
かないといふことは、私は、余り周到なあれで
なかつた。こう思うわけなのですが、b打ち上
のときはそういうことのないような指導をひ
つしていただきたいと思いますが、いかがで
か。

きよ以上の衛星打ち上げ能力はございませんけれども、そういうものを持っていたのでは七年、八年かかるかかってしまって、これから非常に激化していく新しい通信のメディアの中で立ちおくれてしまふ、むしろ買ってでも通信衛星を上げた方がいいという考え方があるようでございますけれども、それに対して郵政省はどうのようにお考えか、お聞きしておきたいと思います。

と言つてそれが成功した場合には、新電電になつた際にそれを利用してもいいんだ、一緒に使わせてもらつてもいいというような発言がございまして、たが、それもそのとおり受けとめてよろしいのですか。

○真藤説明員 今局長から御説明がありましたように、あの線に沿いまして私どもはいろいろ考えなければならぬわけございますが、もしあの線を二つに分けておこなつて、二つとも十四年かかるといふ

系統に故障が生じたということで、NHKにおいてその寿命保険の方の話し合いをしているさなかに今回の故障が生じてきたということをございまして、寿命保険の方については、打ち上げ保険が九日で切れておりますが、その後寿命保険の方は掛けられていないということをございます。それから2bの方でござりますけれども、これは来年夏季に打ち上げる予定にいたしてございますが、これは現在上がつております2aの軌道上の予備機ということで打ち上げを予定いたしております。ここに搭載いたします機器につきましては2aと同じものを予定しているわけですがございまが、今回のこういったふうあいが生じてしまり

○鴨政府委員 2bにつきましては、今のところまだ保険契約をどのようにするかということにつきまして決められていないわけでござりますが、何にいたしましても、保険を必要とするようなな態にならないということがまず先決だらうということをございまして、私ども、先ほど申し上げましたように、今回起こりましたR系統、そしてA系統につきましても、どの程度の回復性があるかは別といたしまして、何とか回復できないものかというところで、二つの系統につきましての宇宙開発事業団を中心とした回復努力といふものに期待をいたしているというところでございまして、発事業団を中心とした回復努力といふものに期待をいたしているというところでございまして、この辺は――お話を上ると、一系統おかしかったということがこのときには既にわかつていながら寿命保険の方も掛けておなかつた、こう思うわけなのですが、b打ち上げのときにはそういうことのないような指導をひとつしていただきたいと思いますが、いかがですか。

〇鷹政府委員 先ごろ政府が決定いたしました対外経済策における通信衛星の取り扱いにつきましては、民間企業による外国の通信衛星の購入、そして電電公社が日本電信電話株式会社に移行した場合における通信衛星の購入といったことについて触れられているわけでござりますが、まず民間企業による外国の通信衛星の購入につきましては、ただいま国会に提出中の電気通信事業法案等において、民間企業が電気通信事業を行なうことが可能になつてゐるということをございますので、これらの法案が成立をいたしました場合には、国内法令の手続に従つて民間企業が通信衛星を購入し、電気通信事業を行なうことも生じよう、これにかかるしまつて、これから非常に激化していく新しい通信のメディアの中で立ちおくれてしまふ、むしろ買ってでも通信衛星を上げた方がいいという考え方があるようでござりますけれども、それに対しても郵政省はどうのようにお考えか、お聞きしておきたいと思います。

○真藤説明員 今局長から御説明がありましたように、あの線に沿いまして私どもはいろいろ考えなければならぬわけでございますが、もしあの線に沿つてだれかがそういう計画をお立てになつて、私どもにもぜひ参加してくれという御希望があれば、今の御説明の線に沿つて考え方得るんだということを言つたわけでございまして、積極的に私どもが現段階で宇宙衛星を独占的に購入するという考えは持つておりません。

○和田(一)委員 むしろ今、国としての宇宙開発のためにはそれそれ大変な御尽力をいただいているのではないかと思うのです。私は、通信衛星についても電電公社は相当の研究を負担されておられる、こう思うわけなんで、これからの中時代を目の前にして、自主開発、みずから技術を養成していくということは非常に大事なことであつたが、それもそのとおり受けとめてよろしいのでありますか。

ました点に関しまして、先ほど申しましたようにまだ究明されておりませんけれども、原因を引きだるだけ速やかに、かつ確実に把握をするということです。この2点についてもそういうふうな

○和田(一)委員 大変な費用をかけて上げておりますので、回復できるものならぜひひとつ回復させた上で所期の目的を果たしていただきたいものだと思います。

よつて民間企業が外国の通信衛星を購入する道が開かることとなる。このため必要と認められる措置を講ずることとするということになつております。

では、これは政府全体としても日本の科学技術の振興のためには自主開発を怠ってはならない、当然の姿勢であろうと思うのです。

○和田(一)委員 そうすると、今のお話ですと、
2aの方方が調子が悪いということで早くするか
という点につきましては、今申しましたように2
aの方の原因究明をした上でできるだけ予定の時
期に打ち上げをしてもらいたい、このように考え
ているところでござります。

○和田(一)委員 ふぐあいが生じないような態勢の中で打ち上げを
していかなければいけないものというふうに考え
ております。

今サテライトの話が出来ましたので、ちょっとと関連してお尋ねしたいのですけれども、新しいメディアがこれからどんどん発展していく中で第二電波等の新規参入ということが考えられるような状態になつてまいりましたけれども、そういう中でいろいろな手段があろうと思うのですが、今新聞等に、民間の経団連等を中心にして実用通信衛星を購入して、これはもう日本では上げられないのでは、アメリカ等のものを買って、そして打ち上げ

それから、日本電信電話公社が株式会社に移行した場合につきましては、我が国としましては衛星の自主技術開発を進める方針でございますけれども、この移行した場合につきましては、日本電信電話株式会社が需要者となる通信衛星については、宇宙開発政策との整合性を確保しつつ、同会社の独自の判断による内外からの購入の道を開くこととする、こういうことになつてゐるわけでござります。

が、まだ国産化率三割というようなことでこんなにぐあいが悪くなっている。これから国産化率をどんどん高めて、サテライトをどんどん打ち上げられるようにしていく、そして通信衛星を本当に実用化していく。そういう技術開発をしていくう、そのため私は従来どおり電電は力を尽くしてほしいと思うわけです。そういう中で、同時にやはり競争社会の中でそういう新しい通信手段をみると先送りにしてしまうのものは大変

打ち上げ保険の方は切れてしまつてゐるわけですね。そして、寿命保険の方は掛けになかったといふことになりますね。そうすれば、これは大変高いものについておるわけですが、2bについていは、これは絶対にそんなことのないようだ。引き

をして、それによつて新しい通信メディアに新規参入していく。そういう方がむしろ採算の上からも引き合うのではないか。そういうような報道がござります。

郵政省といたしましては、今申し上げましたことの決定を踏まえて対処していく所存でございます。

残念なことでありまして、私は、でき得るなら開発を一方では予定どおりどんどん進めながら、かつそういう既存の技術を有効適切に活用していく、そういうものを見うことによって逆に日本の自主開発の技術面にプラスになるように、そ

いう方向でもってこの宇宙通信衛星であるとか、あるいは放送もそうですけれども、対処していくべきだときれない。こう思うわけなんですが、その辺が方針として先ほどのお話をどちらにもとれるような御答弁に感じたわけなんですが、大臣、この辺はどうでしょうか。

○奥田國務大臣 通信衛星の方は、今CS2の方ですけれども、頗るやつておるわけです。今回故障したのはB/Sでござりますけれども、私は基本的には先生の御意見に全く賛成です。片方では自主開発をやはりいささかも怠つてはならぬと思います。

よく、あるいは利用者にとって何らかの利便がないが、サービスがよくなつたというようなものが出でるべきだと思いますが、今回のこの統合によつてはそついた点はどのようにいい影響が出てくるのか、どういう御判断でしょうか。

○奥山政府委員 今回の統合を行いました結果的

姿といたしまして、地方貯金局と地方簡易保険局はいずれも貯金事務センター、簡易保険事務センターという形になります。これらの事務センターにおける実質的な仕事は、いずれも国民の権利義務等にかかる非常に重要な仕事でございます。しかし、日常の為替貯金業務並びに簡易保険、郵便年金業務にとつて欠かせない業務でございますので、これらの仕事は在来どおりこれらのセンターにおいて行なうことにしております。つまり、統合化によってお客様にサービスの低下をいささかも來すことのないようにする考え方でございます。逆に、国民の皆様方にとってメリットは何かということをございますが、先ほど申し上げましたように、六十年度以降におきまして定員並びに経費についての削減措置を計上する予定でございます。なお、一言付言させていただきますけれども、これまでも年々このところ増加の傾向にもございまして、地方貯金局及び地方簡易保険局におきましては、これまでも地方貯金局においては昭和四十五年から、保険局においては四十四年から、それぞれの局において総合オンライン化の計画を精力的に進めておりまして、貯金局においては実に四千四百名、保険局においては二千名の減員をしております。それらの減員をして、せい肉として落とせるものは極力落として今日に至つたわけでございますが、それの最終的なフィニッシュラインといたしまして組織の統合ということを考えたわけになります。つまり、地方貯金局及び簡易保険局の管理共通部門、具体的には人事なり会計なり資材なり経理なりといった部門を郵政局に統合することによってそれらの事務処理が簡素化され、また事務処理要員が圧縮されることを期待した措置でございます。

○和田(一)委員 それでは郵便事業についてお尋ねしていきたいと思います。

大臣、この郵便事業というものは、長い歴史の中で大変國民生活に密接不可分の通信手段として今まで発達してきたものだと思うのですが、今日まで発達してきたものだと思つますが、それがいつはそついた点はどのようにいい影響が出てくるのか、どういう御判断でしょうか。

○奥山政府委員 今回の統合を行いました結果的

姿といたしまして、従来どおりしさかも變更はないものと申しますと、必ずしも收支はよく合うということがあり得るというふうにお考えか。まずその基本的なところでちょっとお伺いしたい。○奥田国務大臣 郵便は、心の触れ合いと申しますが、人と人とのコミュニケーションという形においては、もうどんなに新しい通信手段の分野になつたとしてもこれは形に残り、心の触れ合いを大切にしていくという我々の慣習が続く限り、こういった郵便業務の必要性というものは大切にされこそれ、いささかも劣るものではないと思つております。

現に、郵便の扱い量もわざかではござりますけれども年々このところ増加の傾向にもございまして、まだニースペディアのそついた先進国でありますし、またヨーロッパの諸国におかれども、年々このところ増加の傾向にもございまして、郵便の扱い量といふものは増大しておる、これまでも地方貯金局においては昭和四十五年から、保険局においては四十四年から、それぞれの局において総合オンライン化の計画を精力的に進めておりまして、貯金局においては実に四千四百名、保険局においては二千名の減員をしております。それらの減員をして、せい肉として落とせるものは極力落として今日に至つたわけでございますが、それの最終的なフィニッシュラインといたしまして組織の統合ということを考えたわけになります。つまり、地方貯金局及び簡易保険局の管理共通部門、具体的には人事なり会計なり資材なり経理なりといった部門を郵政局に統合することによってそれらの事務処理が簡素化され、また事務処理要員が圧縮されることを期待した措置でございます。

○和田(一)委員 今のお話を踏まえて、郵便といふものは確かにほかの通信手段と違つて大変國民

生活、社会生活に不可欠のものだと私は思うのであります。これが国民にとっては本当に迅速、安全、確実という基本精神の中で維持される、それに安くということを加えて実施されることはどうぞその基本的なところでちょっとお伺いしたい。

○奥田国務大臣 郵便は、心の触れ合いと申しますが、人と人とのコミュニケーションという形においては、もうどんなに新しい通信手段の分野になつたとしてもこれは形に残り、心の触れ合いを大切にしていくという我々の慣習が続く限り、こういった郵便業務の必要性といふものは大切にされこそれ、いささかも劣るものではないと思つております。

現に、郵便の扱い量もわざかではござりますけれども年々このところ増加の傾向にもございまして、まだニースペディアのそついた先進国でありますし、またヨーロッパの諸国におかれども、年々このところ増加の傾向にもございまして、郵便の扱い量といふものは増大しておる、これまでも地方貯金局においては昭和四十五年から、保険局においては四十四年から、それぞれの局において総合オンライン化の計画を精力的に進めておりまして、貯金局においては実に四千四百名、保険局においては二千名の減員をしております。それらの減員をして、せい肉として落とせるものは極力落として今日に至つたわけでございますが、それの最終的なフィニッシュラインといたしまして組織の統合ということを考えたわけになります。つまり、地方貯金局及び簡易保険局の管理共通部門、具体的には人事なり会計なり資材なり経理なりといった部門を郵政局に統合することによってそれらの事務処理が簡素化され、また事務処理要員が圧縮されることを期待した措置でございます。

○和田(一)委員 今のお話を踏まえて、郵便といふものは確かにほかの通信手段と違つて大変國民

しながら何とかしてこの今年度見込みの赤字といふものも食いとめ、値上げをお願いしなければなりません。かねという状態を先行きあと二年でも三年でも延ばしていく御迷惑をかけないようやつてこなすという氣持ちで、今取り組んでおるということです。

○和田(一)委員 今、大臣の御答弁の中に民間の宅配との競争が激しいというお話をありました。

私は、お聞きしたように、小包のようなものは非常に民間との競合が強くなつてしまいまして、そういう意味では確かに郵便小包も努力をされてきていると思います。何せ利用者にしてみれば、赤い猫だろうが黒い猫だろうが、安くて早い猫がいい猫だということのようでございまして、赤い郵便自動車が運ぼうが、黒い、何か猫がくわえた自動車が運ぼうが、利用者にとっては迅速確実そして低廉ということがやはりニーズに合うと思うのです。だからそういう意味では、小包などにつづつ努力してほしいということことで、この暑中見舞い時期を控えて、まあ単純な話でいれども、販売運動にも全職員が協力して当たるしかも、小包に関しましても民間宅送に負けないよう、小型小包に関しても、システム化もさることながら、できるだけ利用をしていただく、あると小包と申しますが、そういった形で大いに利用していただきたいということで、P.R.にも含めて、大変努力しきりと言うと料金値上げに直結していくとか、親方日の丸式の形の中で安い料金体系によって国民に御迷惑をかけるというようなことは、最小限これが食いとめなければならない。そういう両面の基本姿勢に立つて今後郵便業務を進めてまいりたいということござります。

○和田(一)委員 今のお話を踏まえて、郵便といふものは確かにほかの通信手段と違つて大変國民

問題は郵便です。郵便はそういう競合はございませんね。したがって、我々一般の利用者の立場から見ても、定形外なんというものは物すごく高くてくような感じがするのですね。こういう点について私は、一部そういう民間との競争のあるところはいいですけれども、ないこういう部門についての工夫、努力がまだ十分でないような気がしておるわけなんですかけれども、そういうこともぜひひとつ努力をしていただきたいと思います。

ことしは百五十五億の赤字は出さないように努力すると大臣は今おっしゃっていました。少なくも一、二年は郵便料金の値上げはやらないでいるようにといふ話でしたが、ぜひこれは、ほかへの大きな影響も考えて、安易に郵便料金の値上げはしない御努力を続けていただきたいと私は思います。いま一度、ひとつ郵便料金について明確な御答弁をいただきたいと思います。

○奥田国務大臣 もうあらゆる工夫と、そして今

のいい意味の労使環境を維持しながら、赤字をで

きるだけ最小限に食いとめて、できれば黒字を持

つていくというぐらいいの積極姿勢で取り組むし

かも料金値上げ等々はもう先行き一年でも二年で

も先に延ばす積極的な努力で御迷惑をおかけしな

いということでは……(和田一)委員「さつき」

年から三年とおっしゃった」と呼ぶ)できればこ

こ二、三年の間というのはそういう形のお願い

をしなくとも済むような方向で努力をしてまいり

たいということござります。

○和田(一)委員 郵政業務の中でもいろいろ新し

い分野を開発しながら努力されておるようですが、これ

は今は国内電子メールのようですが、将来は国際

電子メールとしてまで開発をしていく御予定でし

ょうか。

○永岡政府委員 電子郵便につきましては、現

在、実験サービスということで全国主要な、東

京、大阪、名古屋等の五つの都市の十四の郵便局

でサービスを提供しております。ことしの、五十

九年度の予算で約一億円程度の増設の予算が認められておりますので、なるべく早い時期に、全國の県庁所在地の郵便局を初め約百局程度の郵便局に電子郵便ファクシミリの端末機を置いて、電子郵便の実験サービスを全国的に拡大したいというふうに考えておるところでございます。

○和田(一)委員 電子メールは速達便のよう

な、お尋ねの国際電子郵便につきましても、

諸外国では二国間の協定でかなり積極的に進められておりますし、日本に対してもアメリカとか韓

国、それから、先般西ドイツの郵政大臣が来日さ

れたわけですが、その際に西ドイツの方から日本

との間に電子郵便を早くやりたいというふうな申

し出も来ているというような状況でござりますの

で、私どもいたしましては、まず国内のそういう

体制を整備して、遅くともこの秋ごろからは

そりい制の要望の強い諸外国との間に電子郵便

のサービスを開始したいというふうに思つて、現在いろいろな準備を進めておるというところでござります。

○和田(一)委員 この新しい電子メールというの

と従来の電報との関係はどうなつていくのでしょ

うか。電報業務といふものは今電電公社が全部や

つてあるものと私は思つておりますが、もうこれ

は郵政直接ではないわけでしょう。電報といふも

うか。電報だけ見れば大変赤字の部門ではな

いかと思うのですが、これと、電子メールがこれ

から発達していく、代替性ですね、電報に対して

とつてかわっていくものなのか、それとも電報と

いうものは依然としてやはり需要があるものな

ど、その辺はどうなんでしょうか。

○和田(一)委員 电報は電電公社の分野でござ

いが、一つは電子メール、電子郵便といふものにつ

いてちょっとお尋ねしたいと思うのですが、これ

は今は国内電子メールのようですが、将来は国際

電子メールとしてまで開発をしていく御予定でし

ょうか。

○永岡政府委員 電子郵便につきましては、現

在、実験サービスということで全国主要な、東

京、大阪、名古屋等の五つの都市の十四の郵便局

でサービスを提供しております。ことしの、五十

九年度の予算で約一億円程度の増設の予算が認め

られておりますので、なるべく早い時期に、全國

の県庁所在地の郵便局を初め約百局程度の郵便局

に電子郵便ファクシミリの端末機を置いて、電子

郵便の実験サービスを全国的に拡大したいという

ふうに考えておるところでございます。

○和田(一)委員 お尋ねの国際電子郵便につきましても、

諸外国では二国間の協定でかなり積極的に進められておりますし、日本に対してもアメリカとか韓

国、それから、先般西ドイツの郵政大臣が来日さ

れたわけですが、その際に西ドイツの方から日本

との間に電子郵便を早くやりたいというふうな申

し出も来ているというような状況でござりますの

で、私どもいたしましては、まず国内のそういう

体制を整備して、遅くともこの秋ごろからは

そりい制の要望の強い諸外国との間に電子郵便

のサービスを開始したいというふうに思つて、現在

いろいろな準備を進めておるというところでござ

ります。

○和田(一)委員 四百十八万通は、一通幾らで委

託するのでしょうか、年間の概算で委託するので

しょうか。これは郵政の方にたしか出しているはず

でござりますけれども。

○寺島説明員 失礼いたしました。少し訂正をさせ

させていただきます。

先ほど四百十八万通と申しましたのは郵便局で

受け付けた通数でございまして、お尋ねの郵便局

で配達をいたしております。

それで委託費という点から申し上げますと、郵

るのかどうか、はつきりした予測はございませんが、かなりの部分代替性があるということが言え

るかと思います。

ただ、私どもの電子郵便サービスは、郵便の配達ルートに乗せて速達郵便で配達しようというふうに思つております。現在の速達郵便のサービスグレードと電報のサービスグレードはかなり開きがございますので、直接イコールフットディングはとてもならないと思つますが、かなりの部分重なつてサービスが競合する部門が生じるということは予測できるというふうに思つております。

○和田(一)委員 電子メールは速達便のよう

な、ちょっと違うわけですね。電報の場合は、配達は今、電電公社はどういうふうにやつているのです。

○寺島説明員 電報の配達方法でございますが、

大まかに申し上げますと、公社がやっております

のと、それから郵政省に委託をいたしまして郵便

局を介して配達をいたしておりますのとござい

ます。

○和田(一)委員 赤字である電報業務を引き続

ぎます。

○和田(一)委員 赤字である電報業務を引き續

ぎます。

</

ます。しかも少額限度の枠がござりますけれども、何せそういった非課税貯蓄の中の六割以上ものが今日の財投の原資として国民生活なり社会資本の蓄積の中で果たしてきた役割、今日のインフレ感も阻止し国民生活に貢献してきた役割、貯蓄性向の高い今日の国家的役割も含めまして考えるときに、郵貯制度は維持されるべきであり、また国民にこれだけ親しまれてきてる制度として、国民の貯蓄性向の増進、そしてまた老齢化社会に向けて老後の自助的な貯蓄手段としても、私はこの制度は堅持されるべきであろうと思つております。

簡保についても、無診査という聖域はございませんけれども、貯蓄性の高い形でございまして、保障性の高い民保とはおのずから一線を画しておるという点においても、老後の自助自立という点を踏まえて貯蓄性向の高い簡保制度は、私たちは制度として何としても守つていかなければいかぬと思つております。

民間に対する競合の点については、私たちも当然金利動向も含めて配意をして今日に及んでおるところをございまして、郵便貯金あるいは簡保が何か悪玉論のように言われておるような一部の風潮に対しても、何としても納得できないというのが心情でございます。

○和田(一)委員 大臣の方針はよくわかりました。としますと、郵便貯金は今、一時よりは何か低迷をしているかに伺つております。そういう中で、一方では金融の自由化、金利の自由化、こういうことが言われております。それにあわせて非課税貯蓄への対策ということも云々されているときでございますけれども、大臣のおっしゃるよううに郵便貯金は從来どおりやらなければいかぬというのであるならば、この環境の中でどういう対策を持つていかれるのか。先ほど来のお話を伺つておりますと、朝からの質疑の中でも出てまいりて避けて通れないということになりますと、当然

郵貯としてもその波に乗らざるを得ない。同席に、一方財投に入つて運用されて得るものはこれまた決められてしまうという環境の中で、一体どうやつて大臣が今決意を述べられたような方向でこの郵貯を確保していくのか、私はその辺が一番大事だと思うのですが、大臣どうですか。一兆円の国債運用を言いながらだめであった。さらには去年は、簡保については今の一千万を一千八百万に上限を上げてくれという要求を出したら、これもだめで、ことしほとそれを一段階にして、一千万を一千八百万と一千三百万の二種類に分けた。それでは昨年のは一体どういう意味であったのか。その辺を含めて、これからこういう環境の中で郵貯、簡保を大臣がおつしやるような方向に持っていくのには具体的には一体どういう方策があるのか、お伺いしたいと思います。

○奥田國務大臣 郵便貯金の伸びが減退傾向にあるということは事実でございまます。これは理由はいろいろ挙げられると思ひますけれども、制度自体がいいとか悪いとかの問題は別にして、やはり可処分所得が減つてきているということと、そしてまた最近は、中期国債なり魅力のある短期的なある程度利回りのいい商品が出回っておりますから、そういうものに流れしていくというような、少額貯金といえどもそういう傾向にある形の流れにやはり郵貯も遭遇しておるといったのが現状であろうと思ひます。それにしても堅実な増加基調というものは持つておるわけでございまして、このこと 자체を、最近のここ一、二年の流れだけで郵貯がそういった形で国民の皆さんから離れていくというようなことは言えないんじゃないかと思います。

またこれは、やはり預けておられる人の金利を守つていかなければいかぬわけですから、御存じのとおり金利決定に関しては、やはり民間金利にも配意しながら大蔵大臣との協議において決めていくということで、しかもその原資が財投の資金に回つていくということで、おのずからどこに預け入れる資金は、今は七・一%くらいで受け

れども、こういった形でやはり政府の大きな財政政策の中の一環としての金利が決められておるというような原因もございます。

ただ、ここで言いたいのは、郵便貯金の資金コストといふものはどの金融機関と比べても安いという現実がございます。したがって、現実には今郵便貯金の最高の額も、五・七五という最高の金利の水準に置いておるわけでございますが、七・一で預託率がある限りにおいては順次、単年度でも黒字の傾向に来ておることも事実でございますし、来年度では今現在郵貯の抱えておる赤字も大体単年度黒字になつて、六十一年度では赤字は解消するだらう、今日のままの状態でいけば。したがつて、郵貯の赤字はあくまでも国の財政政策の資金運用、むしろそれはね返りを受けておるのだということで、郵貯 자체はそういった意味ではコストをかけない資金として国民に大きなお役に立つておるということは間違いない事実でございます。

したがつて、私たちがこれからこういった金利自由化体制の中で一体何をなすべきかということになる場合には、やはりこういった金利調整法なり日銀のガイドラインというものが取つ払われた状態、そうした大口金融からの自由化がやがては小口金融に及んでくるというような実態を踏まえますときに、何としても自主運用という面で、こういった国際金融の動静も含めてやはり常に対応策を立てて勉強してまいらなければならぬということにならうかと思ひます。

トを預貯金者に還元をしたいというのが本旨でございます。

したがつて、先ほども言いましたように、簡保においても同様でございます。簡保においては、最近は自主運用の枠が拡大されたおかげで、簡保の実績というもの、利益を還元するという形も、今年度も六千五百億ぐらいの黒字、剩余金を還元するというような形も実行できてるわけでござります。そういった意味において、簡保の資金運用の制度というものにできるだけ郵便貯金も近づけていつて実効的な効果を上げてまいるべきではなからうかと思つております。

それじや去年なぜできなかつたんだと言いますけれども、大蔵省のそういうふた財投原資としての重要な役割、大蔵省側の金利とのそういうふた整合性の問題をめぐつて意見の交換を行いましたけれども、結論が出なかつた。結論を得るには至らなかつた。しかし、今後ともこの問題は継続して協議してまいろうという方向では一致しておるわけござります。また簡保についても、将来こういつたシルバー預金等々で老後の自立自助努力に大きなプラスになるような制度は何とかして創設してまいりたい、これも、民間側とのいろいろな問題点もござりますけれども、大蔵省とも継続事項としてお互いに相談してまいろうという方向になつておることでござります。

したがつて、郵貯といふ簡保といい、こういつた資金運用を含めて、将来市場実勢に従わなければいかぬという状態になつたときに、常に連動して対応でき得るという素地、検討というものは不斷に行つておかなければなりませんし、何といつても郵貯だけで八十五兆円、簡保の資金は二十二兆、まさに日本の一つの財政、そういうふた意味では非常に大きなウエートを占めておる分野だけに、私たちも慎重に対応すると同時に、これらの少額しかも貯蓄性向の高い預貯金者の利益を守つていくといふ両面の立場を踏まえて、今後ともこういった貯蓄行政なり簡保行政を推進してまいりたいと思つております。

○和田(一)委員 郵貯あるいは簡保が財投資金として果たしてきた国家的な大きな役割、これは大変意義あることであつたと思います。しかし同時に、そいつた中でこの事業を大臣がおっしゃるようにしていくためには、やはり今までのままでなく、例えば経費率一つとっても、郵貯は非常に経費率はいいというお話をですが、それはそのとおりで、税金を払い家賃を払いしているところとは違つて、国がバックでやつていて、そういうことも含めてやはり効率化、合理化という面は忘れずに、オンライン等を通して利用者へのサービスを含めて、これから大きな意味での合理化を推進して從来どおりの目的を達していただきたい。最後にお願いいたしまして、私、質問を終わります。

○片岡委員長 次回は、来る十日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十八分散会

郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律
郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

1 貯金事務センター及び簡易保険事務センターの名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織並びに貯金事務センターの管轄区域は、郵政大臣が定める。
(施行期日)
(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三百五十六条第七項中「地方貯金局、地方簡易保険局」を「貯金事務センター、簡易保険事務センター」に改める。
(郵便貯金法の一部改正)

3 郵便貯金法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「受入及び払出」を「受入れ及び払出し」に、「地方貯金局又は沖縄郵政管理事務所」を「沖縄郵政管理事務所又は貯金事務センター」に改める。
(郵便貯金法の一部改正)

4 郵便為替法(昭和二十四年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「地方貯金局」を「貯金事務センター」に、「且つ」を「かつ」に改める。
(郵便振替法の一部改正)

5 郵便振替法(昭和二十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「地方貯金局」を「貯金事務センター」に改める。
(郵便貯金法又は郵便振替法の一部改正に伴う経過措置)

6 この法律の施行前にこの法律による改正前の郵便貯金法又は郵便振替法の規定により地方貯金局がした催告、承認その他の行為(以下この項において「催告等」という)は、この法律により改定後の郵便貯金法又は郵便振替法の規定により改定されたものとみなす。
(郵便貯金法又は郵便振替法の一部改正に伴う経過措置)

7 この法律の施行前にこの法律による改正前の郵便貯金法又は郵便振替法の規定により地方貯金局にした請求その他の行為(以下この項において「請求等」という)は、この法律による改正後の郵便貯金法又は郵便振替法の規定により改定されたものとみなす。
(附則)

8 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方簡易保険局長、地方郵政局長、沖縄郵政管理事務所長又は郵便局長」を「地方郵政局、沖縄郵政管理事務所、簡易保険事務センター又は郵便局の長」に改める。
(郵便年金法の一部改正)

9 郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方簡易保険局長、地方郵政局長、沖縄郵政管理事務所長又は郵便局長」を「地方郵政局、沖縄郵政管理事務所、簡易保険事務センター又は郵便局の長」に改める。
(簡易生命保険法又は郵便年金法の一部改正に伴う経過措置)

10 この法律の施行前にこの法律による改正前の簡易生命保険法又は郵便年金法の規定に基づいて地方簡易保険局長がした簡易生命保険又は郵便年金の契約上の権利義務に関する行為は、この法律による改正後の簡易生命保険法又は郵便年金法の規定に基づいて簡易保険事務センターの長がしたこれらの行為とみなす。